

令和4年度 第1回豊中市男女共同参画審議会

日時：令和4年(2022年)8月25日(木)

18時～19時30分

WEB会議システム「Zoom」を使用し開催

事務局：豊中市役所第一庁舎4階第1会議室

議 事 次 第

1. 審議会の運営について

- ・会長の選出及び職務代理者の指名について
- ・審議会の公開について

2. 令和3年度（2021年度）第2次豊中市男女共同参画計画改定版 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書（案）について

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#)

3. その他

- ・令和4年度に実施する新たな取組みについて（報告） [資料4](#)
- ・今後の予定について [資料5](#)

資料

- ・次第
- ・豊中市男女共同参画審議会委員名簿（第10期）
- ・[資料1](#) 令和3年度（2021年度）第2次豊中市男女共同参画計画改定版 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書（案）
- ・[資料2](#) 令和3年度（2021年度）第2次豊中市男女共同参画計画改定版 概要版（案）
- ・[資料3](#) 令和3年度（2021年度）第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書 概要版（案）
- ・[資料4](#) 令和4年度実施する新たな取組みについて
- ・[資料5](#) 今後の予定について
- （参考資料）
- ・[参考資料1](#) 豊中市男女共同参画審議会規則
- ・[参考資料2](#) 豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

令和 3 年度（2021 年度）

第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版
第 2 次豊中市 D V 対策基本計画
年次報告書

令和 4 年（2022 年） 月

豊 中 市

はじめに

本市では、平成 15 年(2003 年)10 月 10 日、豊中市男女共同参画推進条例(豊中市条例第 48 号)を公布施行し、男女が性別にかかわらず、それぞれの思いや考えを尊重して、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍していくことができる男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する具体的な基本目標や課題、施策等を示した「豊中市男女共同参画計画」を平成 16 年(2004 年)3 月に策定しました。その後、男女共同参画をめぐる社会経済環境の変化や進捗状況をふまえ、「第 2 次豊中市男女共同参画計画」を平成 24 年(2012 年)3 月に策定し、さらに、社会情勢の変化をふまえ、「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」を平成 29 年(2017 年)3 月に見直し、改定を行いました。

この第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン」をふまえ、条例に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画(男女共同参画計画)」であり、「第 4 次豊中市総合計画」、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」及び地域の特性をふまえ、総合計画を具体化する分野別計画の一つとして位置づけています。この第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に進めています。

本書は、令和 3 年度(2021 年度)中に各課・各施設で取り組んだ男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、全庁的にまとめたものです。また、平成 29 年(2017 年)3 月に策定した豊中市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画「第 2 次豊中市DV対策基本計画」に基づき実施した内容についても、本書にまとめています。

今後は、令和 4 年(2022 年)2 月に策定した第 3 次豊中市男女共同参画計画に基づき、引き続き積極的に市民や事業者の皆様と連携を図りながら、施策を推進し、男女共同参画社会の実現のため、着実に取り組みを進めていきます。

令和 4 年(2022 年) 月
豊 中 市

目 次

第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版年次報告書

第 1 部 男女共同参画計画の主な実施状況・推進状況

基本目標 1 人としての尊厳を守る

主な実施状況 2

推進状況 3

基本目標 2 男女共同参画の意識を育む

主な実施状況 5

推進状況 6

基本目標 3 すべての人へのエンパワーメントを支援する

主な実施状況 8

推進状況 9

基本目標 4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

主な実施状況 10

推進状況 11

第 2 部 男女共同参画の実施状況

基本目標 1 人としての尊厳を守る 16

基本目標 2 男女共同参画の意識を育む 27

基本目標 3 すべての人へのエンパワーメントを支援する 38

基本目標 4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する 51

第 2 次豊中市DV対策基本計画年次報告書

DV対策基本計画の実施状況

令和 2 年度（2020 年度）の主な取り組み 76

基本的方向 1 DVを許さない社会づくり 78

基本的方向 2 安心して相談できる体制づくり 82

基本的方向 3 緊急時における安全の確保 86

基本的方向 4 自立支援の充実 88

基本的方向 5 関係機関・民間団体等との連携・協力 96

用語集 98

第1部 男女共同参画計画の主な 実施状況・推進状況

豊中市の関係各課・施設における、令和3年度の男女共同参画に関わる事業の主な実施状況を、4つの基本目標に沿ってまとめました。

第2次豊中市男女共同参画計画改定版において、その推進状況を把握するための指標項目を設定し、毎年度の数値を公表します。その指標項目について令和元年度における数値をまとめました。

なお、豊中市男女共同参画計画（第1次）で同様の指標を設定していた項目については、過去の数値も掲載しています。

また、項目によっては、最新のデータが無く、数値の更新がされていないものもあります。

※審議会委員、市職員などにおける女性割合は令和4年4月1日現在の数値、講座等の実施回数などは令和3年度中の数値を掲載しています。

基本目標1 人としての尊厳を守る

【主な実施状況】

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会を実現するために、豊中市では様々な取組みを続けています。具体的には、人権月間に合わせて市民ロビーで人権啓発パネルの展示を行ったほか、公民館やすてっぷでも人権啓発のための講座などを実施しました。

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、すてっぷ）において、義務教育期間における性別による差別や不平等をなくすための教育プログラムとして、ジェンダー平等教育推進助成事業を新設しました。市内小学校2校から応募があり、「性教育は「性」教育～わたしもあなたも大切な存在～」をテーマに学習しました。

あらゆる暴力の根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に豊中パープルリボンプロジェクトを実施しました。第一庁舎や第二庁舎ロビーでパネル展示を行い、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを、ひと言を添えたリボンに込めて飾りつける企画を実施しました。また、すてっぷではデートDV防止出前講座を第十六中学校の2年生4クラスで実施しました。

広報とよなかや各課で作成するチラシや発行物について、男女共同参画を推進する表現を意識して作成するとともに、メディア・リテラシー関連資料の収集及び提供しました。

【課題・今後の方向性】

一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、互いの人権を尊重する意識を持つことは、男女共同参画社会の実現に向けたすべての施策の基本となります。互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、意識改革につながる講座等の実施を図るとともに、SNS等が普及している背景をふまえメディア・リテラシーの向上を図る取組みも必要となっています。



デートDV
予防啓発冊子



豊中パープルリボンプロジェクト
市役所第二庁舎のロビー展示

【推進状況】
 ＜成果指標＞

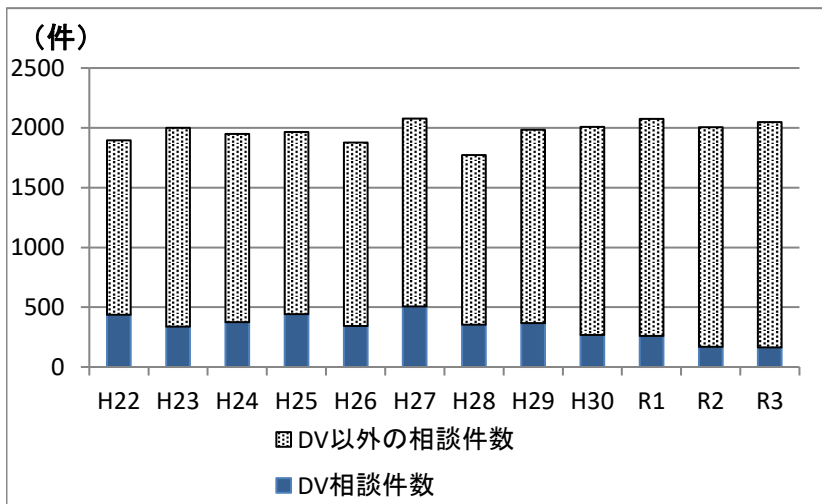
指標項目		現状値	取組み方向及びめやす値
職場でセクシュアル・ハラスメントを受けた女性の割合 ※1※2		30.5% (平成27年度調査) 31.8% (令和2年度調査)	減少
DVで命の危険を感じるほどの暴力を受けた女性の割合 ※1※2		2.0% (平成27年度調査) 1.4% (令和2年度調査)	減少
DVについて相談したかったが、しなかった人の割合 ※1※2		女性 9.4% 女性 12.1% 男性 3.6% 男性 0% (平成27年度調査) (令和2年度調査)	減少
DV被害者のうち、公的機関の相談窓口・電話相談などに相談した人の割合 ※1※2		女性1.0% 女性 8.8% 男性1.5% 男性 3.7% (平成27年度調査) (令和2年度調査)	増加
答なD し場V た合で 人で次 のもの 割暴よ 合力う にな あ行 た為 るを 「とど 回ん	①何を言っても長時間無視される ※1※2	女性40.2% 女性 37.1% 男性32.2% 男性 28.7% (平成27年度調査) (令和2年度調査)	増加
	②あなたの交友関係や電話、メール、SNSを監視されたり、外出を制限される ※1※2	女性67.4% 女性 59.5% 男性51.4% 男性 46.7% (平成27年度調査) (令和2年度調査)	
	③「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」「かいしょうなし」などと言われる ※1※2	女性76.8% 女性 69.4% 男性61.0% 男性 59.9% (平成27年度調査) (令和2年度調査)	
	④あなたのお金を取り上げたり、預貯金を勝手におろされたり、借金を強要されたりする ※1※2	女性80.1% 女性 74.6% 男性67.1% 男性 67.5% (平成27年度調査) (令和2年度調査)	

＜注＞

- ※1 平成27年度調査：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」
 調査対象：満20歳以上
 （女性2,000人、男性2,000人を住民基本台帳から無作為抽出）
 有効回収数：1,859 （46.3%）
- ※2 令和2年度調査：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」
 調査対象：満18歳以上
 （男女市民計3,000人を住民基本台帳から無作為抽出）
 有効回収数：1,207 （40.2%）

<活動指標>

指標項目	すてっぷ相談室における相談件数
取組み方向及びめやす値	現状を表す目標の一つとしているため、目標値は設定していません。

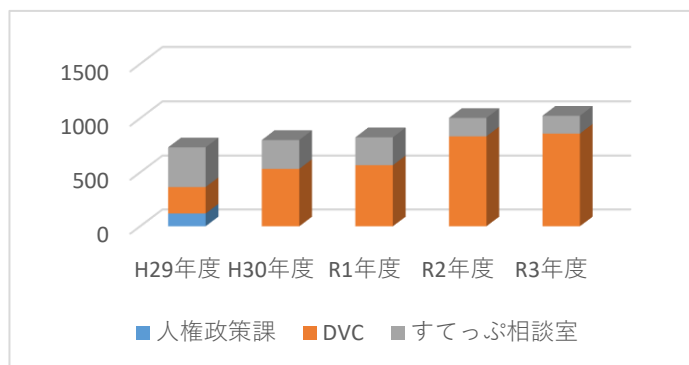


	全相談件数(件)	うちDV相談件数(件)	全相談件数に占めるDV相談の割合(%)
H22	1,896	437	23.0%
H23	1,999	337	16.9%
H24	1,950	374	19.2%
H25	1,965	441	22.4%
H26	1,877	344	18.3%
H27	2,078	507	24.4%
H28	1,771	354	20.0%
H29	1,984	368	18.5%
H30	2,009	268	13.3%
R1	2,076	259	12.5%
R2	2,006	169	8.4%
R3	2,047	164	8.0%

すてっぷ相談室では、DVで悩む女性に対し、ケースに応じて豊中市配偶者暴力相談支援センターと連携し、支援している。

指標項目	現状値				取組み方向及びめやす値
数要男 や因女 相に共 談よ同 のる参 種人面 類権の 、侵推 相害進 談相を 枠談阻 数の害 窓す 口る	相談窓口数・・・1か所				増加 (相談の種類の 数)
		元年度	令和2年度	令和3年度	
	電話相談	100時間/月	100時間/月	100時間/月	
	面接相談	78枠/月	78枠/月	78枠/月	
	ガールズ相談	48時間/月	48時間/月	48時間/月	
	法律相談	9枠/月	9枠/月	9枠/月	
	労働相談	6枠/月	4枠/月	4枠/月	
	からだと性相談	2枠/月	2枠/月	2枠/月	
	就労相談	9枠/月	9枠/月	9枠/月	
	男性のための相談	6時間/月	6時間/月	6時間/月	

指標項目	DV相談件数
取組み方向及びめやす値	現状を表す目標の一つとしているため、目標値は設定していません。



	人権政策課	配偶者暴力相談支援センター	すてっぷ相談室	計
H29	119	246	368	733
H30	—	533	268	801
R1	—	567	259	826
R2	—	835	169	1004
R3	—	852	164	1016

※配偶者暴力相談支援センターはH29.10.2開設

平成29年（2017年）10月2日に豊中市配偶者暴力相談支援センター（DVC）を開設
令和3年度は前年度に比べ微増であるが、DV相談件数は増加傾向にある。

基本目標2 男女共同参画の意識を育む

【主な実施状況】

人権政策課が作成している男女平等教育啓発教材「To you」を小学4年生、中学1年生に配付し、授業での活用を図るとともに、豊中市男女平等教育推進協議会において、令和4年度に新たに作成する教材の内容を検討しました。市内小中学校に利用状況を調査したところ、「自分らしさ」や男女の性別のあり方などについて、児童や生徒の気づきがあったと回答がありました。

すてっぷでは、父親と子どもが一緒に参加できるイベント「パパと作ろう！洗濯物たたみマシーン」と父親対象のイベント「パパにまかせて!!はじめての離乳食」や「男性のためのアンガーマネジメント講座」を実施するなど、男性に対する男女共同参画を推進するため取組みを行い、男性への理解促進を図りました。

男女共同参画週間において、すてっぷと市立図書館1館及び3校の市立小学校図書館で「なりたい自分になろう！をテーマに連携展示を行いました。また、講演会「SDGsでつくる豊中の未来 -ジェンダー平等へのステップ」をすてっぷで実施し、男女共同参画の理解を深めるための取組みを行いました。講演会については、会場参加だけでなくYouTubeの配信を期間限定で実施しました。

【課題・今後の方向性】

現在、豊中市立小学校・中学校で活用されている男女平等教育啓発教材は令和4年度の配付で終了するため、新たな教材作成を行うとともに、さらなる活用について検討します。各種講座や事業の実施にあたっては、参加者が継続的に交流できる機会・場づくりや、男性が参加しやすい環境の整備が課題となっています。また、子どもの発達段階に応じた取組みや若年層・子育て世代を対象とした講座の開催など、対象を明確にしたアプローチを継続していく必要があるとともに、地域へのアウトリーチ活動を展開し、より広く市民を対象にした取組みを進めていくことが重要となります。



土曜の朝はパパタイム
「パパにまかせて!! はじめての離乳食」



すてっぷ・図書館連携展示
ポスター

【推進状況】
＜成果指標＞

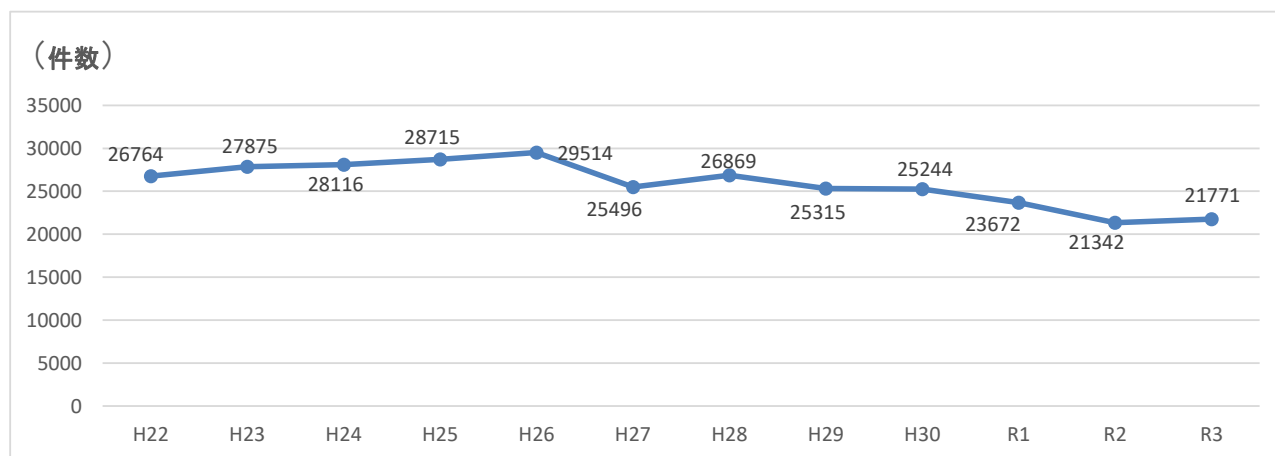
指標項目	現状値	取組み方向及びめやす値
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない人(固定的な性別役割分担意識について『反対派』)の割合 ※1 ※2	女性 39.3% 男性 27.1% (平成27年度調査)	女性57.7% 男性42.8% (令和2年度調査)
すてっぷ認知度数 ※3 ※2	39.3% (平成25年度調査)	35.2% (令和2年度調査)
すてっぷ来館者数	155,876人(平成29年度) 156,940人(平成30年度) 151,966人(令和元年度) 71,492人(令和2年度) 79,893人(令和3年度)	増加

＜注＞

- ※1 平成27年度調査：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」
調査対象：満20歳以上
(女性2,000人、男性2,000人を住民基本台帳から無作為抽出)
有効回収数：1,859 (46.3%)
- ※2 令和2年度調査：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」
調査対象：満18歳以上
(男女市民計3,000人を住民基本台帳から無作為抽出)
有効回収数：1,207 (40.2%)

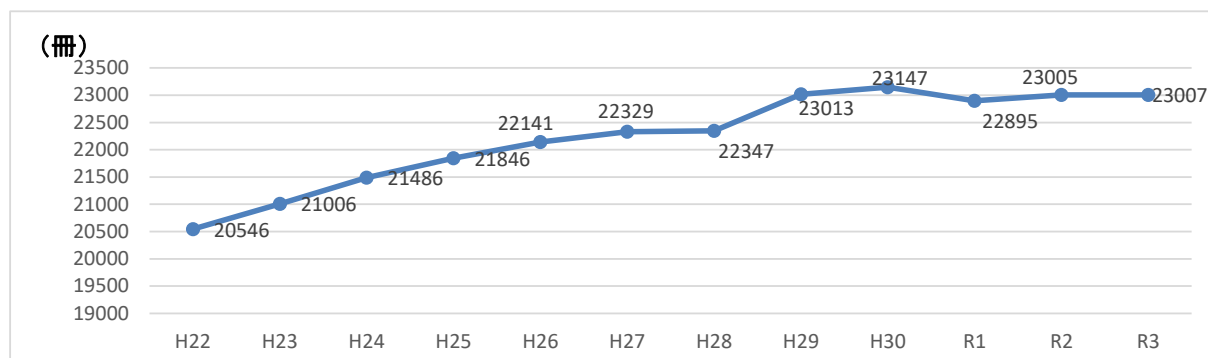
＜活動指標＞

指標項目	すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数
取組み方向及びめやす値	25,500件



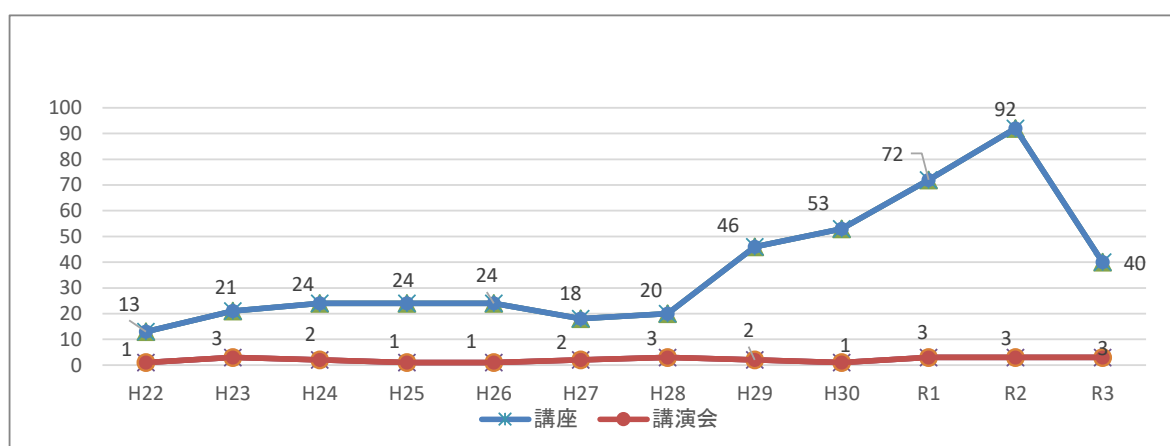
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021(R3)年4月25日から6月20日まで臨時休室となり、年間貸出件数に影響した。

指標項目	すてっぷ情報ライブラリーの図書・資料等の所蔵数
取組み方向及びめやす値	所蔵資料 23,000点



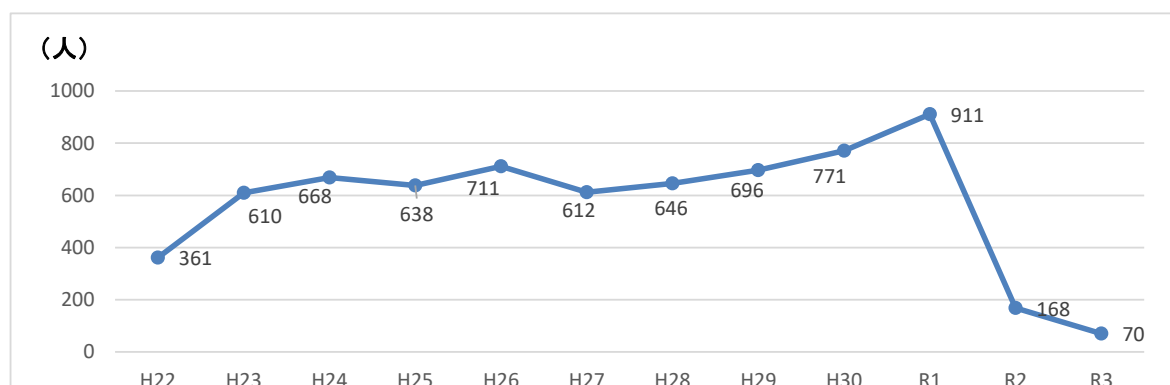
男女共同参画に関する資料を収集し、利用者が見やすく、興味を持ちやすい書架づくりに努めている。

指標項目	男女共同参画を推進する学習講座数
取組み方向及びめやす値	40講座・講演会／年



空調工事のため11月からすてっぷの施設が使用できない中、市内の公共施設において事業を実施するとともに、オンラインや録画配信など、受講しやすい方法を模索しながら開催している。

指標項目	男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数
取組み方向及びめやす値	900人



男性を対象にした講座の申込状況、および参加状況は好調であるが、性別を問わない場合は男性の参加は少なくなっている。

基本目標3 すべての人へのエンパワーメントを支援する

【主な実施状況】

「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」（すてっぷ）や転職カフェの実施（くらし支援課）など、女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供しました。

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう「すてっぷ政策提案ゼミ ー第3次豊中市男女共同参画計画策定に合わせてパブコメを出そう（全5回）」を実施し、女性の人材育成のための機会を提供しました。

「シングルマザーのためのグループ相談会」や「シングルマザー応援のフードドライブ」の実施（すてっぷ）、障害者、シニア向けの無料職業紹介所による合同説明会の実施（くらし支援課）、ひとり親家庭への弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談（母子父子福祉センター）、在日外国人への新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する情報の多言語発信（人権政策課）など、さまざまな困難を抱える人への支援を行いました。

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷに経済的な理由で生理用品を購入できない女性を対象とした相談窓口を設置するとともに、就職面接用スーツ等の貸出し事業を委託し、経済面で困難を抱える女性等への支援を行いました。

【課題・今後の方向性】

引き続き、一人ひとりのニーズやスキルに応じたきめ細やかな就労相談支援を進めるとともに、コロナ禍による影響を受けている人への就労支援や就労継続・キャリアアップ支援に取り組む必要があります。また、各講座や事業の参加者同士が交流できる機会・場づくりに取り組むとともに、団体間の交流促進やネットワークづくりを進める必要があります。高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭などをはじめとするさまざまな困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらなる連携を進め、相談対応機能とともに自立に向けた支援の充実を図る必要があります。



「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」
チラシ



「就職面接用用スーツ等貸出」
チラシ

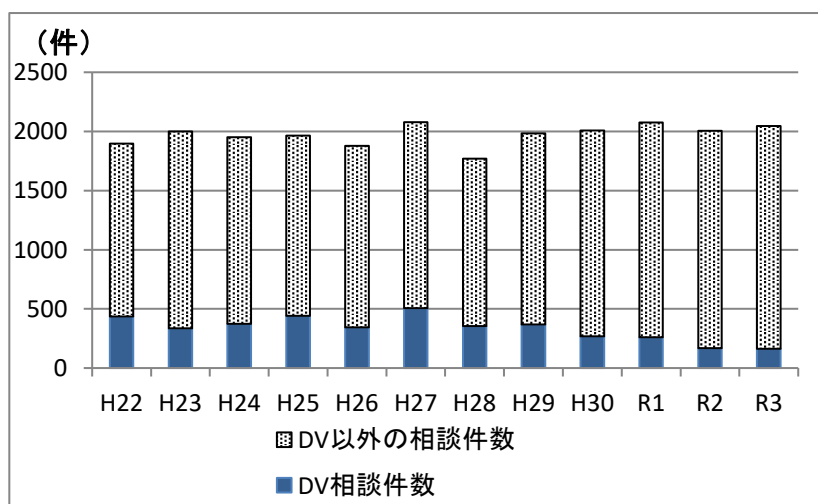
【推進状況】
＜成果指標＞

指標項目	現状値				取組み方法及びめやす値	
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた人数とその割合	□ □□ □				増加	
		相談人数		就労に結びついた人数		
		女性	男性	女性		男性
	H26年度	479人	604人	140人 (29.2%)		150人 (24.8%)
	H27年度	534人	574人	121人 (22.6%)		168人 (29.2%)
	H28年度	495人	529人	120人 (24.2%)		122人 (23.0%)
	H29年度	547人	531人	107人 (19.6%)		66人 (12.4%)
	H30年度	543人	530人	82人 (15.1%)		96人 (18.1%)
	R元年度	516人	521人	80人 (15.5%)		111人 (21.3%)
	R2年度	901人	1059人	105人 (11.6%)		89人 (8.4%)
R3年度	557人	739人	143人 (25.7%)	147人 (19.9%)		

雇用情勢が厳しい状況にあった昨年度と比して、相談人数は男女ともに減少し、就労に結び付いた人数・割合は増加した。また、雇用形態に注目すると、コロナ禍で世帯の経済状況が悪化し、目先の雇用の確保や増収を目的とした相談も増えたことにより、非正規雇用の割合が例年より若干大きくなった。今後も新型コロナウイルス感染拡大が雇用情勢に与える影響に注視していくとともに、これまでより課題となっている雇用のミスマッチ、高齢化や複雑・複合的な就労阻害要因のために就労に結びつかない相談者を雇用に繋げる仕組みを構築することにより、支援精度の向上を図る。

＜活動指標＞

指標項目	すてっぷ相談室における相談件数(再掲)
取組み方向及びめやす値	現状を表す指標の一つとしているため、目標値は設定していません。



	全相談件数(件)	全相談件数に占めるDV相談の割合(%)
H22	1,896	23.0%
H23	1,999	16.9%
H24	1,950	19.2%
H25	1,965	22.4%
H26	1,877	18.3%
H27	2,078	24.4%
H28	1,771	20.0%
H29	1,984	18.5%
H30	2,009	13.3%
R1	2,076	12.5%
R2	2,006	8.4%
R3	2,047	8.0%

すてっぷ相談室におけるDV以外の相談種別は、女性の生き方総合相談、法律やかからだと性と性の専門相談、労働・就労相談、男性のための相談等である。相談内容の内訳は、1位パートナーとの関係、2位はこころの状態、3位はパーソナリティであった。

基本目標4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

【主な実施状況】

人権政策課では、庁内の各審議会等への女性委員の参画率向上に向けた取組みを進めています。市職員共有システムに令和3年4月1日時点の参画状況を公表したほか、「審議会等への女性委員の参画促進要綱」に基づき、女性委員の参画率（目標値；40%）の進んでいない審議会等を対象に事前協議を行いました。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策について周知し、目標値に近づけるため、取組みを支援し努力を促していきます。

性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進め、課長級以上の管理職中の女性割合が増加しました（平成28年度：21.8%→令和3年度：25.4%）。また、採用時の募集において、実際に働いている女性職員のインタビュー等を掲載した採用パンフレットを製作するなど、性別にかかわりのない優秀な人材の確保及び女性受験者数の拡大を図りました。令和元年度より事務職における女性の採用者数が男性を上回り、令和3年度には大幅に上回りました。引き続き、性別にかかわりのない優秀な人材の確保する取組みを継続して実施し、女性の参画を進めていきます。

豊中市女性活躍・働き方改革推進事業を実施し、市内事業所に向けて、女性活躍推進への関心を高めるキックオフイベントを開催するとともに、経営者・管理職、女性社員向けの連続セミナーを実施しました。経営者・管理職向けセミナーでは、「女性活躍推進」「人材不足解消」「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス育成」について学習しました。女性社員セミナーでは、女性社員同士のネットワークを形成し、モチベーション向上、ノウハウの共有を図ることや女性のキャリア継続・管理職登用に対する意識等をロールモデル等に基づき、女性活躍推進を図りました。

【課題・今後の方向性】

女性の活躍を推進するにあたっては、市の各担当課が連携・協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への啓発や働きかけを引き続き推進していく必要があります。市内の各事業者で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、就労継続、職場風土改善やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革を効率的に推進する女性活躍促進事業を実施します。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行う必要があります。

令和3年度 豊中市女性活躍・働き方改革推進事業

キックオフイベント

これからの事業戦略を推進せよ!!

コロナ禍を乗り越え、ポストコロナに成長する会社になるため
さまざまな観点で切り込みます。

参加無料

働き方改革のブレーキはなに？
中小企業で働く女性としてみても活躍する上での
さまざまな働き方改革

島野 恵美
（株）にっしー・パートナーズ代表取締役、経営者支援関係者

**「小さくてもいちばん」の会社に学ぶ
～これからの経営戦略～**
名譽「日本ではいちばん大切にしたい会社」の経営者が、企業への取材・交流体験をもとに、
どんな会社が「大切に」なのか、どんな会社が「伸びる」のか、そのすべてを語る！

坂本 光明
経営学者、人を大切にすると経営が伸びる

**豊中を元気にするには
どんな会社が必要か？**
2021年8月30日の
13:00～16:00
（開場 12:30、開演 13:00）
豊中市立ローズ文化ホール
〒565-0855 大阪府豊中市野田町4-1
会場 200名
オンライン 100名

働き方改革、女性活躍推進に関する無料相談会 会場4・5
（※）相談は、お電話でも受付いたします。

経営者・管理職セミナー

会場：くらしかん 定員：25名
時間：9:30～12:00

- 1. 経営者の意識改革と具体的な取組み**
「働き方改革」は企業経営にどのように役立つのか、
「生産性の向上」＝「利益増大」につながるのかを、
具体的な取組方法・事例等を示し伝えます。
2021年10/4
- 2. 業務分析、課題抽出、解決策の習得**
生産性の向上や利益の増大の大きな要素である
「業務の効率化」、業務効率化を実現するカギとなる
「管理職」の役割と育成を学びます。
2021年10/28
- 3. 人材育成、モチベーションの向上**
「人材育成がうまくいくための方法」を講義＋ワークで
徹底的にお伝えします。
従業員が「やる気」の向上方法についても学びます。
2021年11/29
- 4. 利益につながる働く環境の整備**
職場環境の整備（テレワークや短時間正社員制度
など）を学びます。参加企業の一社一社に寄り添う
「コンサルティング型セミナー」を行います。
2021年12/21
- 5. アクションプランの作成・宣言**
第4回までの学びから、参加企業が向かう方向を
考え、「働き方改革」に關わる「今すべき行動」を
「アクションプラン」にまとめていきます。
2022年1/25

■メイン講師：合同会社WLB 関西執行役員 堀井正樹 氏

女性社員セミナー

会場：くらしかん 定員：25名
時間：14:00～16:30

- 1. 働く仲間とつながろう**
セミナーの意義を理解し、参加者同士の
コミュニケーションをはかり、ネットワークの
基礎となる橋のつなかりを行います。
2021年10/28
- 2. 働くことの意味を考えよう**
企業で働く女性ロールモデルのゲストを招き、
多様な働き方・キャリアに就け、長所継続できる
キャリアについて考える機会を作ります。
2021年11/29
- 3. 働く私の未来予想図**
自分自身の強みに気づき、自分らしいキャリアを
考えながら、自社の今後のなりた「夢」を明確に
していきます。
2021年12/21
- 4. 働く私の決意表明**
具体的な行動目標を設定し、未来予想図アクション
プランシートを作成します。
そのプランを発表しまとめます。
2022年1/25

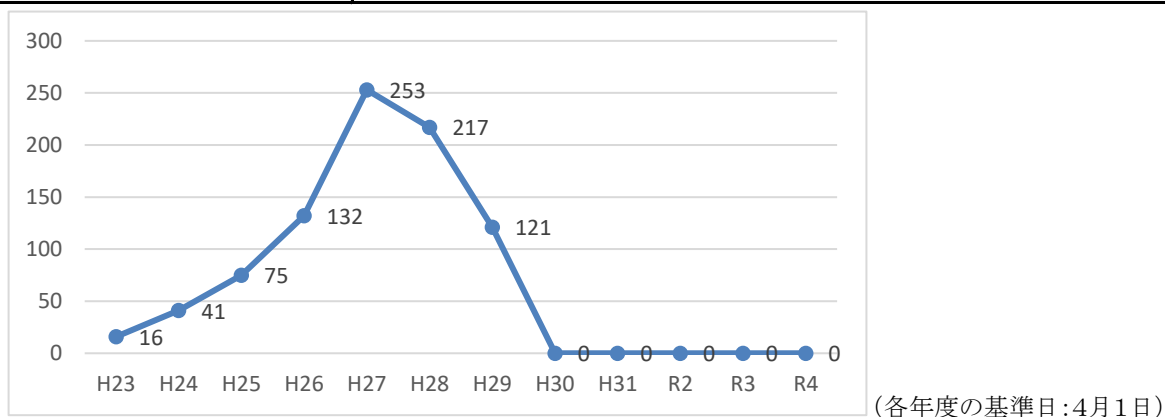
■メイン講師：合同会社WLB 関西ワーク・ライフバランスコンサルタント
矢倉由美子、成歩尚穂 氏

会場都合
2022年2月16日（水）14:00～16:30
会場：くらしかん
本年度実施する2つのセミナー参加者の「気づき」「成長」等を参加者自身が発表し、
自社の課題を解決したり、自社の強みを更に伸ばすことのできる報告会を開催します。

豊中市女性活躍・働き方改革推進事業 啓発チラシ

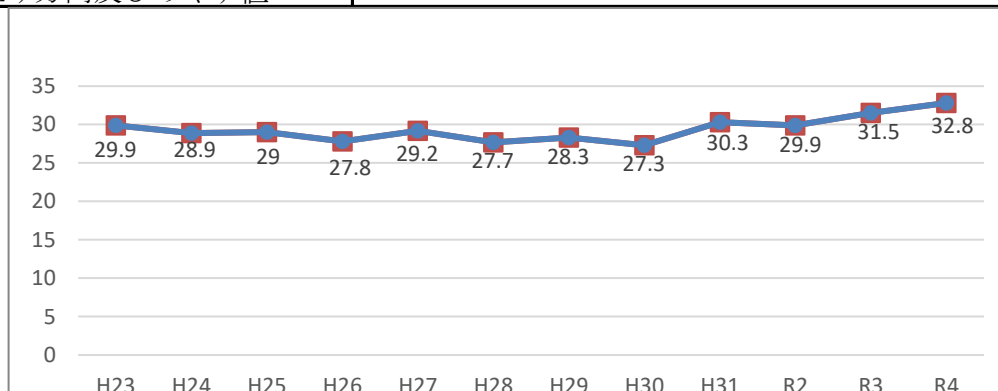
【推進状況】
＜成果指標＞

指標項目	保育所待機児童数
取組み方向及びめやす値	0人



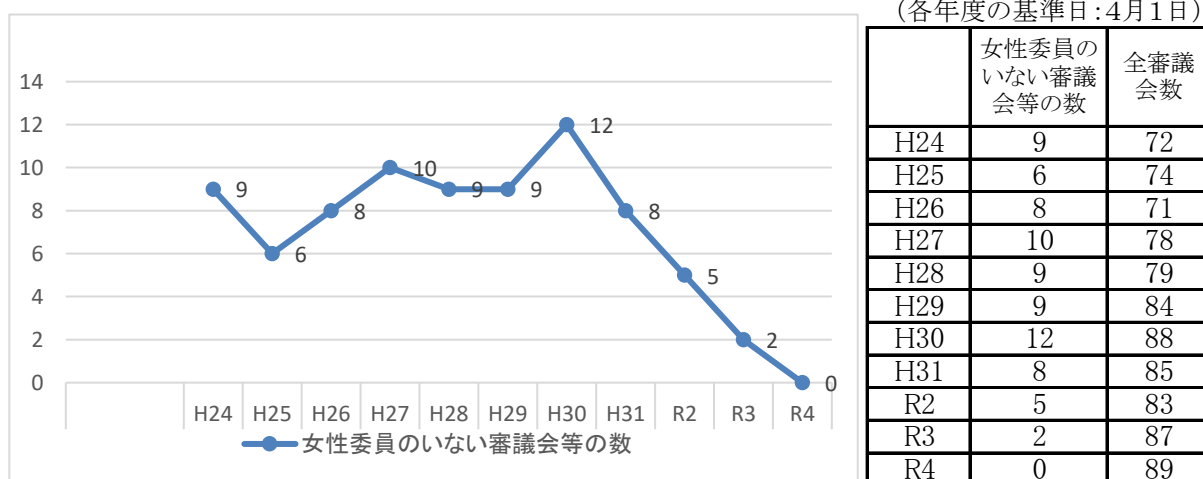
※平成27年度より、求職活動者や短時間労働者の子も待機児童に含める新たな基準により待機児童数を算出しているためグラフ上は急増しているが、平成25年度までと同基準で算出した場合、実際には減少している。

指標項目	審議会等の女性委員の割合
取組み方向及びめやす値	40%



委員改選時の事前協議や各所管課の取組みにより、前年度と比較し1.3ポイント増加した。今後も各所管課にて意識的に取り組みを進める。

指標項目	女性委員のいない審議会等の数
取組み方向及びめやす値	0



	女性委員の いない審議 会等の数	全審議 会数
H24	9	72
H25	6	74
H26	8	71
H27	10	78
H28	9	79
H29	9	84
H30	12	88
H31	8	85
R2	5	83
R3	2	87
R4	0	89

審議会等への女性委員の促進に取り組んだ結果、女性委員のいない審議会等は解消した。

項目名		現状	取組み方向及びめやす値
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合 ※この指標は女性が政治分野により一層関心を持ち、政治参加への気運を高めるために設定したものです。政党の自律的行動を制約するものではありません。		(平成31年4月1日時点) 20.0% (令和2年4月1日時点) 20.0% (令和3年4月1日時点) 20.6%	30%
市の課長級以上、課長補佐級及び係長級職員の女性の割合	課長級以上	(平成31年4月1日時点) 23.4% (令和2年4月1日時点) 24.4% (令和3年4月1日時点) 25.4%	24%
	課長補佐級	(平成31年4月1日時点) 32.1% (令和2年4月1日時点) 32.4% (令和3年4月1日時点) 30.9%	現状以上
	係長級	(平成31年4月1日時点) 48.8% (令和2年4月1日時点) 46.8% (令和3年4月1日時点) 49.2%	50%を維持
市の職員のうち女性の割合		(平成31年4月1日時点) 46.7% (令和2年4月1日時点) 46.9% (令和3年4月1日時点) 48.0%	(参考項目)
学校の校長・教頭の女性の割合	校長	(令和2年4月1日時点) 32.7% (令和3年4月1日時点) 32.7% (令和4年4月1日時点) 32.7%	増加
	教頭	(令和2年4月1日時点) 39.6% (令和3年4月1日時点) 40.6% (令和4年4月1日時点) 40.6%	増加
市の男性職員の育児休業取得率		(令和元年度調査) 7.9% (令和2年度調査) 13.9% (令和3年度調査) 14.6%	5%以上
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇(出産補助休暇又は育児参加休暇)取得率		(令和元年度調査) 90.8% (令和2年度調査) 92.4% (令和3年度調査) 84.2%	90%以上
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合(男女別)		(平成27年度調査) 女性:24.6% 男性:41.4% (令和2年度調査) 女性:27.9% 男性:42.8%	増加
平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合		(平成27年度調査) 平日:37.2% 休日:22.9% (令和2年度調査) 平日:33.9% 休日:31.1%	減少
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい(している)と回答した人の希望と現実の割合		(平成27年度調査) 〈希望〉女性:24.1% 男性:32.6% 〈現実〉女性:16.2% 男性:17.9% (令和2年度調査) 〈希望〉女性:29.5% 男性:33.3% 〈現実〉女性:19.1% 男性:20.0%	希望と現実の差を縮める

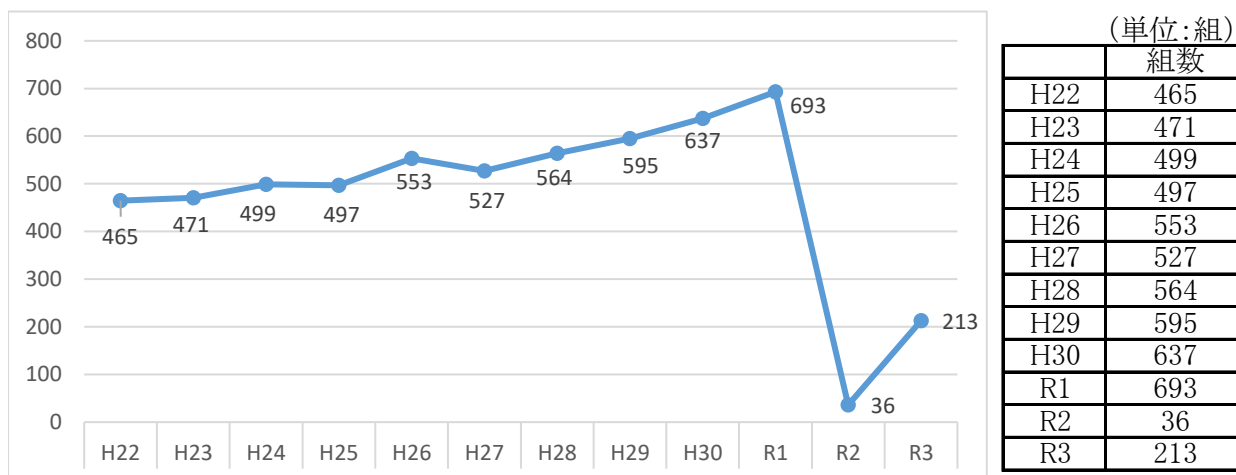
項目名	現状	取組み方向及びめやす値
すてっぷ就職活動相談における、起業や就労に結びついた人数の割合	(令和2年度調査) 18.8% (令和3年度調査) 14.3% (令和4年度調査) 16.7%	増加
育児休業取得後職場復帰した割合(小学校就学前児童の母親)	(平成25年度調査) 66.9% (平成30年度調査) 77.2%	75%

令和4年度調査：市の担当課による調査で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの状況

市の職員のうち女性職員の割合が増えている。特に係長級の女性職員の増加が目立った。引き続き、取組み方向及びめやす値を達成するため、効果的な取組みが必要である。

<活動指標>

指標項目	両親教室参加組数
取組み方向及びめやす値	720組



令和2年度は、新型コロナウイルス感染対策のため、4月から12月まで実施せず。令和3年1月からオンラインにより再開実施。令和3年度は、毎月オンライン型教室を実施。今後も開催方法を検討しながら、妊娠・出産・育児等について知識の普及を行う。

<参考項目>

指標項目	現状値	
・労働力率 (15歳以上の就業者と完全失業者/15歳以上の人口(豊中市)) ※小数点2位四捨五入	女性43.8% 男性68.0% (平成22年度国勢調査)	女性47.1% 男性70.6% (平成27年度国勢調査) ※労働力状態「不詳」を除いて算出
・労働上の地位抜粋 (男女の割合) ※15歳以上の就業者	正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 (平成27年度国勢調査)	女性 39.1% 男性 64.9% 女性 3.5% 男性 2.1% 女性 43.4% 男性 12.4%

第2部 男女共同参画計画の実施状況

豊中市の関係各課・施設における、令和3年度の男女共同参画に関わる事業について調査を行い、第2次豊中市男女共同参画計画改定版の4つの基本目標に沿って実施状況をまとめました。

基本目標1 人としての尊厳を守る

1-1 人権意識の育み

1-1-1 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

1111

あらゆる人々の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、第一庁舎や第二庁舎ロビーでティッシュやチラシの配布を行ったほか、パネル展示を行い、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを込めて一言を添えたりリボンを結ぶ企画を実施した。また、同期間中に第一庁舎に横断幕を掲出、公用車に啓発マグネットを掲示した。
すてっぷ	継続	・講座、講演会、イベント等は、第2次豊中市男女共同参画計画改定版の重点的に取組む施策を軸に実施した。タイトル:「就職活動のための子ども一時預かり」「少女の孤立と無関心社会」「すてっぷ政策提案ゼミ 第3次豊中男女共同参画計画策定に合わせてパブコメを出そう」「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」 ・情報誌「STEP by STEP」(創刊号)の発行、情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストの配布、パネル等の館内展示、ウェブサイトとTwitterでの情報発信、動画の制作と配信を行い、多様な媒体で情報提供を行った。
人権平和センター	継続	・さまざまな人権問題にかかる講座を実施し、人権に関する情報紙を発行した。 ・人権啓発パネル展(3回、4月26日～5月7日、11月19日～25日、2月1日～2月28日)を開催し、差別・排除や虐待、いじめ、ハラスメントなどさまざまな視点から人権を考える展示を行った。 ・人権デー駅頭啓発事業は事業再編により廃止したが、人権月間事業としてポケットティッシュ5,000個を関係箇所や市役所等の窓口やイベント等でも配布し、啓発を行った ・出前講座等(16回)を通して、啓発、情報提供を行った。
公民館	継続	・人権啓発事業として4公民館で23講座、のべ129回実施した。

1112

教育のあらゆる活動において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	・豊中市男女平等教育推進協議会を開催するとともに、男女平等教育啓発教材「To you」の活用を図った。

1-2 人権としての性の尊重

1-2-1 性と生殖に関する互いの意思の尊重

1211

からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・情報ライブラリー所蔵資料のブックリストで情報提供を行った(タイトル:「メノポーズ(更年期・閉経)を迎えるあなたに」) ・メノポーズをテーマにグループ相談会を行い、専門家による情報提供を行った。 ・「生理の貧困は“だれ”の問題? -「月経」からみえる社会」を実施した。
保健予防課	継続	・HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて、HIV啓発セットやクリアファイル、漫画はたらく細胞の配布等で情報提供を行った。
母子保健課	継続	・保健師や助産師による個別相談対応を行った。

1221

思春期において性と生殖についての正しい理解が深まるよう教育や相談を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・若年女性がかからだの変化に伴う不安や悩みについて相談できるよう、「からだと心と性の相談」を継続した。 ・若年女性が気軽に相談できる窓口として電話による「おとなーgirls相談」を実施した。 ・市内小中学校を対象にジェンダー平等教育推進助成事業を実施した。(2小学校)
母子保健課	継続	・新型コロナのため、直接中学校での教育は実施せず。学校へ命の大切さや性教育の教材として、赤ちゃん人形の貸し出しを行った。
学校教育課	継続	・学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階を踏まえ、実態に応じた適切な内容となるよう、指導を行っている。 - また、各学年ごとの保健指導等を通じて、心の発達や体の成長への不安や悩み等への対処方法について、集団と個別の両面から指導を行っている。 ・女性の心と身体の健康についての理解を深めるための、教職員を対象とした研修を行っている。

1-2-2 性と生殖に関する健康支援

1222 妊娠、周産期において妊産婦・乳幼児が健康を保持できるよう支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
母子保健課	継続	・妊産婦や乳幼児への健康相談や情報提供などを行った。母子健康手帳交付時には医療職による面接や社会福祉職による情報提供も実施している。

1223 成人期、高齢期において性と生殖について健康を保持できるよう支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
健康政策課	継続	・隔年受診を定着させる仕組みとして、子宮頸がん検診・乳がん検診については、勧奨はがきを送付することにより、がん検診のさらなる普及を図った。子宮がん検診対象者：22,698人・乳がん検診対象者：25,476人

1224 女性が受診しやすい環境の整備と広報を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
健康政策課	継続	・女性特有のがん検診(子宮頸がん検診・乳がん検診)や骨密度測定(女性のみ対象)の場の提供や周知を行った。
市立豊中病院病院総務課・医事課	継続	・異性には話しにくい女性特有の様々な症状について相談を受ける女性相談を予約制で無料で実施した。

1-2-3 性に関する学習機会の充実

1231 性と生き方について考えるための講座等学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・「少女の孤立と無関心社会-支援活動からみる現状と課題」、「生理の貧困はだれの問題? -「月経」からみえる社会」を実施した。(再掲)
公民館	—	・該当講座実施なし。

1232

発達段階に応じて、性について必要な知識を学び、理解を深めるための指導を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
児童発達支援センター	継続	・発達段階に応じて、性について必要な知識を学び、理解を深めるための指導を進める。
こども事業課	継続	・クラス活動や保健指導において、体のしくみや命の誕生などについて、身近な事象を通じて伝えている。また、子どもの発達段階に合わせて絵本を活用するなど、伝え方を工夫している。
学校教育課	継続	・学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階を踏まえ、実態に応じた適切な内容となるよう、指導を行っている。

1-2-4 性的マイノリティの人権尊重

1241

L G B Tをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・地域の事業所や市職員を対象に、性的マイノリティの人権問題をテーマにした出前講座を実施した。
すてっぷ	継続	・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った(タイトル:「性の多様性を大切にする社会をめざして」) ・同性カップルをテーマにしたの作品による上映会を実施した。
人権平和センター	継続	・トランスジェンダー当事者の講師を招いて「LGBTの現状と未来」について、委託事業者を対象に講演会を実施した。 ・人権啓発パネル展(3回、4月26日～5月7日、11月19日～25日、2月1日～2月28日)を開催し、差別・排除や虐待、いじめ、ハラスメントなどさまざまな視点から人権を考える展示を行った。
学校教育課	継続	・小中学校の教職員を対象に、性的マイノリティの人権についての研修を行った。
公民館	継続	・性的マイノリティに関する広報物の配下や掲示を行った。

1242

L G B Tをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための人権教育を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	・小中学校の教職員を対象に、性的マイノリティの人権についての研修を行うとともに、男女平等教育啓発教材「To you」の活用を図り、学習機会の提供を行った。

1-3 あらゆる暴力の根絶

1-3-1 第2次豊中市DV対策基本計画の推進

1311 DVを許さない社会づくりを推進する。

主な所管・実施課	実施状況
(第2次DV対策基本計画年次報告書参照)	

1312 安心して相談できる体制づくりを行う。

主な所管・実施課	実施状況
(第2次DV対策基本計画年次報告書参照)	

1313 緊急時における安全の確保を図る。

主な所管・実施課	実施状況
(第2次DV対策基本計画年次報告書参照)	

1314 自立に向けての支援を充実する。

主な所管・実施課	実施状況
(第2次DV対策基本計画年次報告書参照)	

1315 関係機関・民間団体との連携・協力を図る。

主な所管・実施課	実施状況
(第2次DV対策基本計画年次報告書参照)	

1-3-2 セクシュアル・ハラスメント防止及び被害者支援

1321

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止促進と被害者への支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・男女共同参画苦情処理委員会を1回開催した。事前相談は延べ23件であったが、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談はなかった。
すてっぷ	継続	・労働相談やカウンセリングで、被害に悩む相談者へのエンパワメント支援を行った。
くらし支援課	継続	・勤労者ニュース(No.62)でパワハラ防止措置義務についての記事などを掲載し、啓発を行った。

1322

教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
子育て支援センター	継続	・教育・保育に携わる職員として、セクシュアルハラスメントに関する研修等を受ける機会があれば、受講している。
児童発達支援センター	継続	・教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止を推進する。
こども事業課	継続	・相談機関などからの配布物やチラシを掲示・配布するなど啓発に努めている。また、研修などで知り得た情報を職員間で共有し、セクシャル・ハラスメントなどについて考え合う機会を設けている。
学校教育課	継続	・学校に対して、セクシャル・ハラスメントの防止に向けて啓発を行った。
青年の家いぶき	継続	・ポスター・チラシを掲示・配架し、セクシャルハラスメント防止を呼びかけました。
教職員課	継続	・各小中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止にかかる校内研修実施及び相談窓口設置を呼びかけ、セクシャル・ハラスメント防止推進を継続している。
教育センター	継続	・セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットやカードを配架し、来所する教職員にむけて啓発を行った。

1323

地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・地域の事業所や地域団体などへ、出前講座として、「性的マイノリティの人権問題について」をテーマに、性的マイノリティへのセクシュアル・ハラスメントについて取りあげた。セクシュアル・ハラスメントを身近な問題と認識し、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を出前講座を通して、継続的に取り組んでいく。
すてっぷ	継続	・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った（タイトル:「知識をアップデートしてハラスメントを防ぐ！」）。 ・労働相談や法律相談を利用しやすいよう、土曜日や夜間の相談を実施した。

1324

市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・庁内講師出前研修のテーマとして「セクシュアル・ハラスメントについて」を設定し、セクシュアル・ハラスメントを起こさないよう男女平等の意識を持つことや、処理事例、性的マイノリティの人へのセクシュアル・ハラスメント防止などを紹介している。今後も、最新の事例を収集し、継続的に取り組んでいく。
人事課	継続	・セクシュアル・ハラスメントを含めた男女共同参画に関するカリキュラムを、新規採用職員研修及び係長級・技能長昇格前研修において実施し理解を深めた。
市立豊中病院病院総務課	継続	・研修等ハラスメント防止の取り組みを継続した。
上下水道局総務課	継続	・昨年に引き続き、局内にセクシャルハラスメント相談員を設置し、職員に広く周知したうえで、防止に努めてきた。
教育総務課	継続	・ミーティングを通じて、情報共有を行った。
教職員課	継続	・職場内での互いの関わり方に意識を持ち、セクシャル・ハラスメントの防止について継続的に取り組んでいる。
クリーンランド総務課	継続	・セクハラ相談窓口ポスターの職場掲示を行い、周知に取り組んだ。職場内において職員がお互いの関わり方やセクハラ防止を意識するよう、注意喚起を行った。

1-3-3 ストーカー等の防止及び被害者支援

1331

ストーカー行為等の規制等に関する法律による被害者への支援として住民票の写し等の発行制限を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
市民課	継続	・DV、ストーカー行為、児童虐待、その他これらに準ずる行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を行った。

1332

市内の各所に防犯カメラ（暮らし安心・安全見守りカメラ）を設置し、地域における街頭犯罪や侵入等を未然に防止し、犯罪のない安心・安全のまちづくりを推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	・通学路を中心に設置した見守りカメラ（防犯カメラ）の維持管理を行うとともに、自治会への防犯カメラ設置に対して補助を実施し、犯罪抑止力の向上を図った。

1-3-4 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援

1341

有害環境を浄化するための活動を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
情報政策課 （デジタル戦略課）	継続	・引き続き有害サイトへのアクセス制御を実施した。
教育センター	継続	・児童生徒が有害情報にアクセスできないようにフィルタリングを強化するとともに、ICT教育推進委員会を実施し、教職員の意識向上を図った。
児童生徒課	廃止	・青少年指導ルーム指導員会は令和2年度で終了。

1342

子どもへの虐待を防止するための豊中市児童虐待相談事業を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども相談課	継続	・豊中市こどもを守る地域ネットワークにおいて代表者会議や実務者会議、ケース会議を実施し関係機関が連携するとともに、公用車への啓発マグネットの貼り付けやデジタルサイネージなどの媒体を用いて児童虐待防止の啓発を進めた。また、虐待予防のための相談窓口として、こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けている。

1-3-5 あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

1351

あらゆる暴力の根絶に向けて、学習機会の提供や、広報媒体や図書資料等を通じた啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、第一庁舎や第二庁舎ロビーでティッシュやチラシの配布を行ったほか、パネル展示を行い、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを込めて一言を添えたりリボンを結ぶ企画を実施した。また、同期間中に第一庁舎に横断幕を掲出、公用車に啓発マグネットを掲示した。今後も女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークであるパープルリボンの周知・啓発を通して、女性への暴力が誰にとっても決して他人事ではないことや、どのような場合でも許されないことについての気づきや行動を促し、暴力にあっている人には、「あなたは悪くない」とメッセージを伝えられるような企画を継続していく。
すてっぷ	拡充	・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った(タイトル:「女性に対する暴力をなくす運動」)。 ・情報事業と相談事業が連携し、情報ライブラリーで関連動画やデートDV防止のためのパネル展示とDV防止パネル展示を同時開催した。 ・女性に対する暴力をなくす運動の一環として講演会「少女の孤立と無関心社会 - 支援活動からみる現状と課題」、「パープルキルト展示」を実施した。展示の様子はメッセージとともにすてっぷチャンネル(YouTube)で配信している。「男性のためのアンガーマネジメント講座」を実施した。

1-4 表現における人権の尊重

1-4-1 市の刊行物の表現への配慮

1411

各種刊行物の作成配布に際し、「表現のガイドライン」を活用するなどし、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・職員、教職員や新規採用職員を対象とした研修や出前講座の場で「表現のガイドライン」を活用し、男女の役割の多様性に気付き、男女共同参画を推進する表現ができるよう周知啓発を行った。
広報戦略課	継続	・性別による固定観念的な表現とならないよう配慮している。
くらし支援課	継続	・ちらしや発行物において、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮した。
健康政策課	継続	・各種刊行物の作成配布に際し、常に男女共同参画を推進する表現となるよう配慮した。
こども政策課	継続	・刊行物の表現や挿絵等の掲載に際し、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮した。
こども事業課	継続	・「子どものつぶやき」の作成において、男女共同参画の視点から「自分らしくあるための思い(男やから、女やからなどに捉われない)」をテーマにした子どもの思いを取り入れている。
学校教育課	継続	・「表現のガイドライン」を活用し、刊行物等について配慮した。

1-4-2 メディア・リテラシーの向上

1421

男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るための図書などを収集し、また男女共同参画週間にあわせた図書館連携展示に際し、すてっぷと読書振興課との連絡調整を行った。(図書館との連携展示; 図書館3館)
読書振興課	継続	・メディアリテラシー関連資料の収集と提供を実施した。

1422

男女共同参画の視点によるメディア・リテラシー向上のための教育、学習の機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・「仕事・起業・活動！ スマホで情報発信 2分間で伝える情報発信」、「ボーイズ・ラブからみえる女性のセクシュアリティ」を実施した。
国際交流センター	継続	・メディア・リテラシー入門講座を毎年開催している。
学校教育課	継続	・男女平等教育啓発教材「To you」の活用を図り、学習機会の提供を行った。
公民館	—	・該当講座実施なし。
教育センター	継続	・教職員対象の市実施研修で、男女共同参画の視点の重要性について、講義・演習等にて取り扱った。

1-4-3 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮

1431

文化創造・表現活動においては男女共同参画の視点に配慮するとともに、文化創造・表現活動を通して男女共同参画の推進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・すてっぷ上映会を実施した。 ・「シニア女性映画祭・大阪」(主催：波をつくる女たちシスターウェーブ)を協賛した。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間に暴力防止を訴えるキルトの制作「パープルキルトをつくりましょう！」を実施した。
文化芸術課 (魅力文化創造課)	継続	・差別的な慣行がおこらないよう引き続き男女共同参画の視点に配慮した文化創造・表現活動に取り組んだ。

基本目標2 男女共同参画の意識を育む

2-1 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

2-1-1 幼少期からの男女共同参画の推進

2111

男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画及び実践を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
子育て支援センター	継続	・講座等を開催する際に、男女共同参画の視点に立った言葉がけを行った。
児童発達支援センター	継続	・男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画及び実践を進める。
こども事業課	継続	・日々の生活・遊びの中で、男・女の性に捉われず、自分の好きなことや好きな物を自己決定し、それを互いに認め合うことの育成に努めている。

2112

家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
子育て支援センター	継続	・子育て情報に関する様々な冊子の作成において、男女共同参画の視点を意識してイラストなど掲載した。
児童発達支援センター	継続	・家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。
こども事業課	継続	・「子どものつぶやき」や絵本回覧の取組みなどを通して、子どもたちの姿から男女共同参画の視点について触れることができる機会を設けている。保護者だけでなく、地域市民への啓発も意識しながら掲示等を行っている。

2113

男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育にかかわる情報収集と共有化を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・子ども読書活動連絡会に参加し、情報共有を行った。
児童発達支援センター	継続	・男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育にかかわる情報収集と共有化を進める。
こども事業課	継続	・市全体の教育・保育の向上を意識し、研修を構成・実施をしている。公・民施設を対象とした研修等において、男女共同参画の視点での教育・保育の在り方を知り、共有していけるよう努めている。

2114

男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
児童発達支援センター	継続	・男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。
こども事業課	継続	・男女共同参画の視点をテーマにした人権研修を、公立・民間施設を対象に実施している。

2-1-2 若年層に対する男女平等教育のより一層の推進

2121

教育のあらゆる活動において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。

(1112)

(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	・豊中市男女平等教育推進協議会を開催するとともに、男女平等教育啓発教材「To you」の活用を図った。

2122

男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報相談において、教育に関わる利用者からの参考資料や講師選定等の問い合わせに対応し、情報提供を行った。現場の研修担当者が利用しやすいよう上映権付映像資料リストを作成し、周知した。 ・近隣小学校の人権総合学習に関わる受入れ(生徒によるヒアリング)を行った。
学校教育課	継続	・男女平等教育啓発教材「To you」の配布など、情報等の提供を行った。

2123

授業等において男女平等教育を進めるための指導内容・方法について研究を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	・男女平等教育啓発教材「To you」を用いた指導内容・方法について検証をすすめた。
教育センター	継続	・性別にかかわらず児童生徒一人ひとりの個性や能力が発揮でき、自己肯定感や、他者と共に生きる力を育成する視点を基盤とし、授業研究や教育課題研究などの教職員研修を実施した。

2124

男女平等教育の研究、研修を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	・年間をととして、男女平等教育の研究、研修を推進した。

2125

性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	・地域体験学習等において地域の民間事業所、保育所や高齢者福祉関係などの公共施設で働く方々から聞き取りを行い、男女が協働して社会を構成する一員としての職業観等を学んでいる。また、地域住民や保護者からも職業について聞き取り学習を行い、男女共同参画の視点から職場体験学習の充実をめざす取り組みを行っている。

2-1-3 男女共同参画を推進する学習活動の充実

2131

さまざまなテーマでの学習活動の実施を通じて男女共同参画の推進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・男女共同参画の視点を盛り込んだ講座、講演会、イベント等を実施した。 男女共同参画の学習及び啓発講座等…20事業、自主事業講座等…3事業
学び育ち支援課	継続	・新型コロナウイルス感染症の影響により、小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」や中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会などの実施は減少したが、感染防止対策を講じながら、島田小学校に親学習ファシリテーターを派遣し、2年生全クラス児童を対象に、「明日の親のための講座」を開催した。
青年の家いぶき	廃止	・参加者が自主性、協調性、創造性等を養い、友情を育む場であった。野外活動プログラムは既に大半が青少年自然の家に移管したことから整理・見直しを行い、R3からは市の事業としては行わないことになった。
公民館	—	・該当講座実施なし。
読書振興課	継続	・庄内図書館では公民館と連携し、父親を対象とした公民館講座で関連資料の展示と貸出しを実施し、その後館内でも資料展示と貸し出しをした。

2132

社会教育のあらゆる活動に男女共同参画の視点が貫かれるよう配慮を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
スポーツ振興課	継続	・スポーツ推進審議会委員の女性比率が前年度の20%から上昇し30%となった。引き続き、女性がスポーツ推進に参画しやすい環境整備に取り組む。
社会教育課	継続	・豊中市婦人団体連絡協議会の活動を支援することにより、当団体の社会教育活動を推進し、婦人の地位向上を図った。総会、婦人大会、講座、講習会等の運営を支援した。
公民館	継続	・子育て中の保護者も公民館事業に参加しやすくするため、保育付きの講座を5講座実施した。
読書振興課	—	・R3年度は実施なし。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	・公立こども園において、男女共同参画の視点を盛り込んだ「保護者講演会」を実施している。また、子どもや保護者の実態に合わせた内容を考えている。
学び育ち支援課	継続	・新型コロナウイルス感染症の影響により、小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」や中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会などの実施は減少したが、感染防止対策を講じながら、島田小学校に親学習ファシリテーターを派遣し、2年生全クラス児童を対象に、「明日の親のための講座」を開催した。
公民館	—	・該当講座実施なし。

2-2 男女共同参画の理解の推進

2-2-1 男女共同参画の広報・啓発の推進

2211

多様な媒体によって、男女共同参画の理解を進める広報・啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・各種リーフレットやチラシ等を各施設に依頼した。また、男女共同参画に関するイベント(豊中パープルリボンプロジェクト)等では適宜記者クラブへの情報提供や、文化芸術センターのライトアップ、公用車への啓発マグネットの貼付、ティッシュ配布、市ホームページへの掲載を行った。 また、男女共同参画苦情処理制度の周知のためリーフレットを市各施設に配架した。
すてっぷ	拡充	・情報誌「STEP by STEP」(創刊号)の発行、情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストの配布、パネル等の館内展示、ウェブサイトとTwitterでの情報発信、動画の制作と配信を行い、多様な媒体で情報提供を行った。(再掲) ・男女共同参画週間事業の講演会を会場参加だけではなくYouTube配信を期間限定で実施した。

2212

男女共同参画の理解を深めるために、豊中市男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間等の周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・新規採用職員向けなどの職員研修や、出前講座に講師を派遣した際に条例について周知した。今後も条例の周知活動を行っていく。
すてっぷ	継続	・男女共同参画週間にあわせて、市立図書館と市立小・中学校図書館に共通テーマでの連携展示を呼びかけた(市立図書館1館、小学校3校参加)。 ・男女共同参画週間事業として講演会「SDGsでつくる豊中の未来 -ジェンダー平等へのステップ」を実施した。

2213

報道機関に男女共同参画にかかわる情報提供をし、男女共同参画の理解の推進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
広報戦略課	継続	・各部局・各課の実施した新規性や独自性、社会的課題の解決に向けた取り組みなどを報道提供している。

2214

各種啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むよう配慮する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・各種啓発事業については、常に男女共同参画の視点に基づき実施したほか、他課が行う催しについて問い合わせを受けた際は、ケースに応じた助言を行っている。今後も男女共同参画の視点を盛り込んだ事業展開を図るとともに、人権行政推進本部会議や男女共同参画推進連絡会議を通じて各部局へも働きかけを行っていく。
すてっぷ	継続	・男女共同参画推進の拠点施設として、すべての事業にジェンダー平等や男女共同参画推進の視点を盛り込んで実施した。

2-2-2 男性に対する男女共同参画の推進

2221

男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・父親と子どもが一緒に参加できるイベント「パパと作ろう！洗濯物たたみマシーン」と父親対象のイベント「パパにまかせて!!はじめての離乳食」を実施した。 情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った(タイトル:『男らしさ』を脱いでみる)。 ・「男性のためのアンガーマネジメント講座」を実施した。
人権平和センター	継続	・さまざまな人権問題にかかる講座を夜間にも開催し、日中勤務者が参加しやすい配慮をした。 (人権文化まちづくり講座:12回) ・定例のパネル展は平日および土曜日に開設した。
公民館	継続	・人権に関する事業等を土日に開催し、日中勤務者が参加しやすいように配慮した。

2-2-3 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実

2231

男女共同参画の意識を高めるため、職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・庁内の職場における人権研修及び小中学校の初任教職員を対象とした研修に講師を派遣し、「男女共同参画について」テーマに講演を行った。また、事業所に対し「性的マイノリティをとりまく人権について」をテーマに人権研修を行った。今後も男女共同参画の意識が高めてもらうよう周知していく。
人事課	継続	・男女共同参画をはじめ人権行政の推進に関するカリキュラムを、新規採用職員研修等に取り入れ実施した。
こども事業課	継続	・男女共同参画の視点をテーマにした人権研修を、公立・民間施設を対象に実施し、参加職員が各施設内で報告し、職場全体の学びにしていくよう努めている。
学校教育課	継続	・小中学校の教職員を対象に、性的マイノリティーの人権についての研修を行った。
教育センター	継続	・性別に関係なく、職に応じた研修を実施し、積極的な参加を呼びかけた。

2232

男女共同参画に関する職場における人権研修を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・庁内講師出前研修のテーマとして、「DVについて」や「性的マイノリティの人権問題について」「セクシュアル・ハラスメントについて」などをテーマを設定し、人権研修の講師を派遣した。今後も人権研修に多様なテーマに取り組んでもらうよう周知していく。
人事課	継続	・男女共同参画の視点も含めた多様なテーマ・手法を、職場における人権研修で推奨するとともに、各職場で実施する研修を支援した。
学校教育課	継続	・年間をとおして、男女平等教育の研究、研修を推進した。

2-2-4 地域団体等に対する男女共同参画にかかわる研修の充実

2241

地域の団体・グループ等に対し、男女共同参画にかかわる研修の機会の提供や情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・地域の事業所などへ出前講座として「職場のハラスメント」をテーマに研修を行った。今後も多様なテーマに取り組んでもらうよう周知していく。
すてっぷ	拡充	・ブックリストや上映権付映像資料リストを作成し提供した。 ・男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間の講演会を登録団体の研修に位置付けた。 ・地域の子育てサークルに対し、男女共同参画に関する情報提供を実施した。
人権平和センター	継続	・高齢者向けや精神障害者向けの講座を実施することで、高齢者や精神障害者の積極的な参加を促した。
学び育ち支援課	継続	・新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを目的とした地域子ども教室事業の担い手である地域の大人たち(安全管理員)を対象とした人権研修、救命救急・応急手当一般講習を書面開催した。
公民館	継続	・男女共同参画に関する広報物の掲示や配架を行った。

2-3 男女共同参画にかかわる情報の収集と発信・提供

2-3-1 男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供・発信の推進

2311

男女共同参画にかかわる図書、資料等の収集、閲覧、貸出を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報ライブラリーにおいて男女共同参画に関する資料の収集と提供を行った。
読書振興課	継続	・野畑図書館では子育て関連資料のコーナーを設置し男性の育児や家事等への参加、女性の社会参加等についての資料を収集し貸し出しを行った。

2312

男女共同参画にかかわる展示や情報相談等による情報の加工・提供・発信を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・男女共同参画にかかわる展示を館内で実施した。 ・男女共同参画にかかわる情報相談を行った。
読書振興課	継続	・子育て・DV関連資料や「検索ナビ」(資料・情報案内リーフレット)を通じた情報提供に努めた。岡町図書館では児童養護施設に協力し、里親制度・児童養護施設についてのパネル展と関連資料の展示を実施したほか、すてっぷと連携して、ヤングアダルト世代に向けた展示『男女共同参画週間連携展示「なりたい自分」になろう』を実施した。

2313

男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供・発信のため、他の自治体の男女共同参画センターや各種機関と連携、協力を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・男女共同参画に関する所蔵パネルとポスターを他機関に貸出した(鎌倉市文化人権課、(一財)とよなか人権文化まちづくり協会、武蔵野市立男女平等推進センター)。 大阪府男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)にて行われた「知ってひろがる男女共同参画センターパネル展」へパネル出展し施設の紹介を行った。

2-3-2 男女別統計による統計調査の充実

2321

男女別統計の必要性の啓発を進め、男女別統計を作成する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・男女別の統計結果を出前講座などの資料に用いて、男女での意識の違いに触れることを通して男女別統計の意義や性的マイノリティの人々などへの配慮についても啓発した。
すてっぷ	継続	・調査研究事業として「豊中市男女共同参画統計データ(中間報告書)」を作成した。 男女共同参画に関するパネル「家事・育児分担の満足度について」を新規作成した。

基本目標3 すべての人へのエンパワーメントを支援する

3-1 エンパワーメントの機会の確保

3-1-1 子どもの生きる力を育むための支援

3111 暴力を伴わない人間関係の作り方を通して、子どもの人権意識を育む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	・年齢や発達に合わせて、しぐさや言葉による自己表現力の獲得をめざすとともに、やり取りの方法も日々の生活・遊びの中で獲得できるよう、教育・保育を行っている。
児童生徒課	継続	・学校に対し、児童生徒一人ひとりの絆づくり、居場所づくりを目的とした、「成長を促す指導」を推進した。

3112 不登校等の児童への社会で生きる力を育むための対応を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
少年文化館	継続	・地域体験学習等において地域の民間事業所、保育所や高齢者福祉関係などの公共施設で働く方々から聞き取りを行い、男女が協働して社会を構成する一員としての職業観等を学んでいる。また、地域住民や保護者からも職業について聞き取り学習を行い、男女共同参画の視点から職場体験学習の充実をめざす取り組みを行っている。

3-1-2 性別にとらわれないキャリア選択の推進

3121
(2125) 性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	地域体験学習等において地域の民間事業所、保育所や高齢者福祉関係などの公共施設で働く方々から聞き取りを行い、男女が協働して社会を構成する一員としての職業観等を学んだ。また、地域住民や保護者からも職業について聞き取り学習を行い、男女共同参画の視点から職場体験学習の充実をめざした。

3122

性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」を実施した。(再掲)

3-1-3 女性の就労支援

3131

女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・講座「TOEIC対策」を実施し、英語のスキルアップをめざした。 自主事業「パソコンテキスト1冊やりとおす自習時間〈基礎編〉、〈応用編〉」を実施した。
国際交流センター	継続	・日本語能力検定試験対策の講座を年2回(6か月間)実施した。
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や就労準備支援事業として「Excelを学ぼう」を実施した。
福祉事務所	継続	・年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供を行った。
子育て給付課	継続	・令和3年度は母子父子福祉センターの指定管理事業として介護職員初任者研修、日商簿記3級検定取得講座・検定試験、ビジネスパソコン基礎講座、医科医療事務検定3級取得講座を実施した。

3132

女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」を実施した。(再掲)
くらし支援課	継続	・転職カフェを全2クール(1クール5回)実施し、「働く」ことについて考え、語り合う機会を作った。
子育て給付課	継続	①ひとり親の資格取得のため養成機関での受講に際し、その期間中の生活の安定を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金を支給した。 ②就業相談を通じて指定された講座を受講した後、本人が支払った費用の4～6割相当額を支給する自立支援教育訓練給付金を支給した。

3133

起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・女性起業セミナー修了生の情報交換の場を実施した。
国際交流センター	継続	・多言語相談サービスの中で就労や起業に関する相談に対応した。
産業振興課	継続	・「とよなか起業・チャレンジセンター」の運営の中で、起業家も対象となる各種セミナー等を開催し、起業に関わる情報提供を行っている。

3-1-4 若者や中高年の就労等の支援

3141

ひきこもりやニートなど支援を必要とする若者が社会で生きる力を育むための相談支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や無料職業紹介所による企業見学会、セミナー、合同面接会等を実施した。 また、若者支援総合相談窓口による早期の相談から社会生活への適応支援を中心に、自立に向けた切れ目のない包括的な支援を実施した。
青年の家いぶき	継続	・社会支援を必要とする若者やその家族・支援者からの相談に応じ、支援につなげる「若者支援総合相談窓口」を実施しました。計123件の相談があった。

3142

就労経験が少ない、あるいは失業した中高年がいきいきとした生活を送れるよう就労等を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や居場所、企業内実習の実施や無料職業紹介所による面接会を実施した。 ・高齢者が働ける場を広げるため、事業所向けにシニア活用セミナーを開催した。
福祉事務所	継続	・年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、就労支援員がハローワーク等と連携し就労自立の促進を目的に支援を行った。

3-1-5 さまざまな困難を抱える人々の自立支援

3151

高齢者や障害者、外国人などが安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービスの提供を通して、セーフティネットの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	・高齢者向けや精神障害者向けの講座を実施し、誰もが身近な地域で安心して生活できるよう努め、生きがいづくりや健康づくりを推進した。(人権文化まちづくり講座:12回・高齢者ふれあい事業:57回・世代間交流事業:4回)
国際交流センター	継続	・多言語相談サービスにて個別の相談に対応するほか、日本語学習や資格取得の支援も実施した。
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や無料職業紹介所による合同面接会(障害者、シニア向け)を実施した。
長寿安心課	継続	・窓口・電話での相談に応じ、必要なサービスを提供した。また、ケースに応じて関係課と連携し、横断的な体制のもと、必要なサービスに結びつけている。
障害福祉課	継続	・障害者各々の目標に向け、安心して生活出来るようサービス提供を行った。

3152

ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・講座事業と相談事業が連携し、シングルマザーの経済的な不安の特別相談を実施した。 ・登録団体と連携して「シングルマザー応援のフードドライブ」実施にあたり、食品の預かり、および場所の提供(9月すてっぷフェスタ)を通して支援した。
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
子育て給付課	継続	・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療証の発行及び給付金の支給により、ひとり親家庭の経済的支援を行った。また、母子父子自立支援員を配置して母子及び父子並びに寡婦の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供・相談指導を行った。母子父子福祉センターでは弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談を行った。公正証書作成費用補助や、養育費保証契約補助を行った。
住宅課	継続	・母子・父子世帯について、抽選における当選確率を2倍とする優遇措置を行った。 ・市営住宅の一部について、小学校就学前の子どもがいる世帯向けに、子育て世帯限定の募集を行った。

3153

在住外国人に対して、ライフステージに応じた多言語による情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する情報を多言語で発信した。また、とよなか生活ガイドブックの改訂を行った。
国際交流センター	継続	・多言語相談サービスを実施し、あらゆる生活相談に対応している。

3154

コミュニケーションや生活をより豊かにしていくため、識字教育の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	・豊中市教育委員会社会教育課と協働で、さまざまな理由で日本語の読み書きを十分に学ぶことがなかった人を対象に毎週木曜日午後7時半から9時まで、よみかき・きょうしつ・とよなかを実施した。 (回数:26回)
国際交流センター	継続	・日本語交流活動を昨年度より拡充し、週5日、7つの活動を継続している。
社会教育課	継続	・市内の識字教室として、人権平和センター豊中及び螢池で「識字教室」を、中央公民館で「学びの場」を実施した。
公民館	継続	・4公民館において日本語よみかき教室を実施した。

3-1-6 政策・方針決定過程参画に向けての人材育成の充実

3161

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・「すてっぷ政策提案ゼミ ー第3次豊中市男女共同参画計画策定に合わせてパブコメを出そう(全5回)」を実施した。

3-1-7 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進

3171

男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画に基づき、防災、災害対応を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・大規模災害時に、女性の視点を持った支援ができるよう、地域防災計画にも掲載されている避難所運営時の部屋割りや女性用品の備蓄、性的マイノリティへの配慮について提言を行っている。今後も人権研修の機会に女性視点の防災意識向上の意義を伝え、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷや危機管理課と連携して、男女共同参画の視点を持った防災意識の向上に取り組む。
危機管理課	継続	・防災、災害に備えた備蓄物資に、女性用品を取り入れた。

3172

女性を含む地域住民主体による自主防災への取組みを支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	・自主防災への取組を行う上で、女性の参加や意見を取り入れるよう地域住民へ促した。

3173

平時から地域や家庭、仕事の場などで主体的に防災への取組みを促し、防災意識を醸成する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	・男女共同参画の視点もふまえて、防災への取組みを促すための出前講座を実施した。

3174

災害時における女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。

3-1-8 情報関連機器への対応支援

3181 情報関連機器の操作に対応できる学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・自主事業「パソコンテキスト1冊やりとおす自習時間〈基礎編〉、〈応用編〉」を実施した。 ・「女性のためのIT個別相談」、「仕事・起業・活動！ スマホで情報発信 -2分間で伝える動画編集」を実施した。（再掲）
情報政策課 （デジタル戦略課）	継続	・コロナにより対面相談等の縮小を余儀なくされるなか、市民（地域なんでも相談員）向けのタブレット端末等の操作研修を実施した。
公民館	継続	スマートフォンやパソコンの操作方法を学ぶ講座を実施した。

3-2 グループ・ネットワークづくり

3-2-1 互いに力を高め合うグループづくり

3211

互いの力を高め合うため、共通の課題・目標を持つ個人のグループ化を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・女性起業セミナー修了生の情報交換の場を実施した。(再掲) ・自主事業として、39歳までの子どものいない未婚女性を対象にした「気軽におしゃべりカフェタイム」を実施した。
国際交流センター	継続	・フィリピン人のグループ活動を支援、またベトナム人、インドネシア人等の自助グループに対する側面支援を行っている。
くらし支援課	継続	・30～40代の女性を対象とした転職カフェを実施した。
こども相談課	継続	・前向きな子育てスキルを学ぶ場として「トリプルPグループ」を年2回(7回シリーズ)、トリプルPセミナーを年1回(3回シリーズ)で実施した。保護者同士が、子育ての悩みや問題を共有し、問題解決や自身の振り返りの機会をもてるよう努めている。
青年の家いぶき	継続	・ダンスに取り組んでいる高校生年代グループを公募して各代表者が企画運営に関わり、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程における出演者同士の交流や体験から学ぶことを大切にしたダンスイベントを創りあげてきました。(R3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

3-2-2 グループづくりを支援する人材や団体のネットワークづくり

3221

グループづくりなどを支援する人材や団体のネットワークづくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・すてっぷ登録団体制度によって、登録団体間のネットワークづくり支援を行った。 ・自主グループから登録団体への移行を支援した。

3-2-3 男女共同参画を推進する団体・グループ等の支援

3231

男女共同参画社会の実現に貢献する団体・グループ等に対し、情報提供や助成を行い、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・すてっぷ登録団体に対して、他機関の助成金事業情報や市民活動に役立つ講座情報などをMLにて提供した。 ・助成金事業を実施し、男女共同参画推進に関する事業を実施する団体の活動を支援した。 ・すてっぷフェスタを実施し、登録団体が協働して取り組める機会を提供した。

3-3 エンパワメントにつなぐ相談窓口・情報提供の充実

3-3-1 DV被害者への相談の充実

3311
(1312) 安心して相談できる体制づくりを行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況
(第2次DV対策基本計画年次報告書参照)	

3-3-2 就業・労働相談の充実

3321 就職困難層の就労支援のための相談対応を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・豊中市在住在勤者対象の地域就労支援センターによる「しごと活動相談(共催)」を案内した。
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによるくらしかん、労働会館での就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。
福祉事務所	継続	・年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、就労支援員がハローワーク等と連携し就労自立の促進を目的に支援を行った。
子育て給付課	継続	・母子父子自立支援員により就労支援相談を行った。

3322 労働に関わる相談や救済を充実させるほか、労働についての情報や学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・社会保険労務士による「労働相談」で女性のライフイベントで直面する就労継続の悩みや働き方に対し、状況の整理や情報提供を行った。 ・市より受託した「就職面接用衣類等貸出業務」を通じて、コロナ禍により就労の場を失うなど日常生活に困難や課題を抱える市民に、就職面接用衣類の貸出を行い、就労の促進を図った。
くらし支援課	継続	・労働相談件数が増加したため、月曜・水曜は予約制にし、インターネットから予約できるように利便性を向上させた。
子育て給付課	継続	・庁内のハローワーク常設窓口と連携し、母子父子自立支援員により就労支援相談を行った。また、母子父子福祉センターで就労支援講座を実施した。

3-3-3 人権侵害の相談・救済の充実

3331 男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害にかかわる相談対応を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・毎月2回実施する人権擁護委員による人権相談や、相談及び人権・平和啓発事業として一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に委託し、人権平和センター豊中で、月・水・金曜日は人権相談、火・木・土曜日は生活相談を実施した。また、各月人権課題別相談を設定し、「性的マイノリティ・女性問題・ハラスメント」について中心的に相談を受けつけた。 (人権相談:延べ104件、生活相談:延べ244件)
すてっぷ	継続	・セクハラやパワハラ、モラハラをはじめとする人権を侵害する悩みについて労働相談や安心して話せる相談(匿名電話相談100時間など)を実施した。 ・ケースに応じて、DVCと連携し対応した。
国際交流センター	継続	・フェミニストカウンセラーによる多言語相談サービスを実施している。

3332 相談関連機関の相談員の研修を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・すてっぷが主催した相談員向けの学習会で、DV被害者の援助業務や緊急対応について説明し、今後の連携に活かすため、互いの業務に対する理解を深めた。今後も、相談員の質の向上や、複合化多様化する相談に対して臨機応変に対応するための資質の向上を図っていく。

3333 人権侵害に関する相談関連機関の連携を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・毎月2回実施する人権擁護委員による人権相談や、相談及び人権・平和啓発事業として一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に委託し、人権平和センター豊中で、月・水・金曜日は人権相談、火・木・土曜日は生活相談を実施した。また、各月人権課題別相談を設定し、「性的マイノリティ・女性問題・ハラスメント」について中心的に相談を受けつけた。 (人権相談:延べ104件、生活相談:延べ244件)

3334

男女共同参画苦情処理制度によって、人権侵害の救済を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・男女共同参画苦情処理委員会を1回開催した。事前相談は延べ22件であった。相談時の傾聴及び主訴の確認、解決案の提示を行った。また、電話での相談に抵抗がある相談者も想定し、メールでの相談受付も引き続き実施した。

3-3-4 高齢者・障害者の相談の充実

3341

高齢者、障害者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談・調整を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談を通して支援を行ったほか、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を実施し、各機関の支援内容等の情報を共有し、ネットワークの強化を図った。
長寿安心課	継続	・ひとり暮らし高齢者等を支援するため、「介護保険以外の生活支援サービス」を記載したリーフレットを更新し、市内公共施設への配架、各自治会長への郵送を行った。また、自立した在宅生活を可能とするために、電話・窓口での相談に対し、必要なサービスを紹介・提供した。
障害福祉課	継続	・サービスの情報提供や相談・調整を実施するとともに、基幹相談支援センターや相談支援事業所などの相談窓口の案内を行った。

3-3-5 相談員の研修の充実

3351

性別による差別と他の差別を複合的に受けている場合の相談員、職員の理解を深めるための研修を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・すてっぷが主催した相談員向けの学習会で、DV被害者の援助業務や緊急対応について説明し、今後の連携に活かすため、互いの業務に対する理解を深めた。複合的な問題を抱えたDV被害者は増加傾向にあり、より幅広い知識を担当職員が身につける必要があるため、引き続きさまざまなテーマの研修を検討していく。
人事課	継続	・庁内講師出前研修のテーマとして、「男女共同参画社会」や「セクシュアル・ハラスメント」を設定している。

3-3-6 エンパワメントに関する学習機会、情報提供の充実

3361

エンパワメントに向かうための気づきを促す学習機会・情報の提供を充実させ、各種相談業務との連携を強化する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報事業（保育つきライブラリー）と相談事業が連携し「しごと準備相談」や「カウンセリング」を保育つきライブラリーを利用しながら受けることのできる枠を設けた。 ・男女共同参画に関する多角的な視点に立った講座を実施し、エンパワメントにつながる学習の機会を提供した。

基本目標4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する 《女性活躍推進計画》

4-1 社会制度、慣行の見直し

4-1-1 法令等の見直しについての働きかけ

4111

男女に中立的でない国や府の制度について把握し、その見直しを国や府へ働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・男女共同参画の充実を図るために、大阪府市長会人権部会をととして、相談体制の充実、DV被害者の保護支援の連携充実、DV加害者対策、性的マイノリティへの配慮について大阪府へ要望を行った。見直しの必要な案件については、引き続き国や大阪府への要望を提出する。

4112

男女平等や男女共同参画にかかわる各種法律について理解し、制度等の活用が可能となるよう学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。

4-1-2 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

4121

男女共同参画の視点に立って、市役所や教育の場における男女共同参画を阻害する慣行がないか、常に見直しを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・職員研修などを通じて、男女共同参画の視点に立ち、市役所における差別的な慣行がなされていないか意識を促した。今後も職員研修や出前講座等を通じて、差別的な慣行に気づくための力を職員一人ひとりに持ってもらよう働きかけていく。
学校教育課	継続	・年間をととして、男女平等教育の研究、研修を推進した。

4122

男女共同参画の視点に立って家庭や地域、職場等の男女共同参画を阻害する慣行を見直すための情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・職員向けの研修として、男女共同参画推進連絡会議研修会を開催した。「LGBTと性の多様性について」として、女性がどのライフステージにおいても働き続けられる環境づくりや支援について学び、男女共同参画の視点を今一度考える機会とした。
すてっぷ	—	2021年度は事業として取り組まなかった。

4-2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

4-2-1 市政等にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

4211

「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等への女性委員の登用を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・審議会等への女性委員の参画状況を調査し、公表した。調査時には審議会等への女性委員の参画推進要綱を配布し、目標値を周知した。女性委員の参画率の低い審議会等については、事前協議制度を導入し、所管課からの取組状況報告を求め女性の登用を促すとともに、参画促進の方策を検討し、府女性委員データベースについて周知した。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策について周知し、目標値に近づけるため、取組みを支援し努力を促していく。
行政総務課	継続	・庁内情報共有システムにて、「審議会等委員の選任に関する指針」について周知を行った。

4212

「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等委員の市民公募を行い、女性の登用を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・審議会等で市民公募を行う際は、女性の登用を積極的に図るよう各所管課に呼びかけを行った。
行政総務課	継続	・庁内情報共有システムにて、「審議会等委員の選任に関する指針」について周知を行った。

4213

各種条例、計画、方針決定過程への市民参画を進め、市民意見の把握と反映を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
広報戦略課	継続	・今後も継続的に取り組みを行う。

4214

女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理職等への女性職員、女性教職員の登用を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	拡充	・性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進めた。課長級以上の管理職中の女性割合が増加した。(平成28年度:21.8%→令和3年度:25.4%)引き続き、性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進める必要がある。
教職員課	継続	・校長19名、教頭24名が女性管理職として現在活躍中。引き続き積極的に登用を進める。
クリーンランド総務課	拡充	・次長級への女性職員の登用に続き、課長補佐級に女性職員を登用した。

4215

女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、採用時の職種による性別の偏りをなくすため、女性受験者の増加を促し、女性職員、女性教職員の幅広い採用を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	拡充	・実際に働いている女性職員のインタビュー等を掲載した採用パンフレットを製作するなど、性別にかかわりのない優秀な人材の確保及び女性受験者数の拡大を図った。 令和元年度より事務職における女性の採用者数が男性を上回り、令和3年度には大幅に上回った。 引き続き、性別にかかわりのない優秀な人材の確保する取組みを継続して実施し、女性の参画を進めていく。
教職員課	継続	・教職員として採用された後のライフステージに合わせ、様々な制度があることを周知し、女性受験者の増加を促す取組みを引き続き行っている。

4216

各種会議やプロジェクトへの女性職員、女性教職員の参画を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・人権行政推進本部会議や男女共同参画推進連絡会議等において、各種会議等に女性職員や女性教員の参画について積極的に進めるよう促した。今後もさまざまな場で各種会議等への女性職員や女性教員の参画を進めるよう促していく。
教職員課	継続	・経験年数に応じて各種会議やプロジェクトの参加を促している。

4217

女性活躍推進法に基づき、性別に偏った職域拡大、職務分担とならないよう、女性職員、女性教職員の能力や資質に応じた配置を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	・異動の重点項目に女性の職域拡大を継続して掲げ、異動方針を庁内に周知し、施策の企画等への参加促進を図った。引き続き異動の重点項目に女性の職域拡大を継続して掲げ、異動方針を庁内に周知し、施策の企画等への参加促進を図る。 今後も可能な限り性別によらず、経験や能力に応じた配属・職務分担を行う。
教職員課	継続	・人事異動に関し、個別に得意分野を伸ばしたい能力の聞き取りを管理職を通じ継続して行っている。
クリーンランド総務課	継続	・性別に偏りのない職員配置を進めるため、引き続き豊中市に対して、積極的に女性職員の派遣要請を進めていく。

4218

女性職員、女性教職員が取り組む能力の開発や向上を支援するため、研修等の自己啓発機会の充実を図り、主体的な参加を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	・市主催研修における研修参加者数2,934人のうち、1,665人(約56.7%)が女性であった。
教職員課	継続	・長期自主研修制度や大学院修学休業制度の周知に努め、制度の活用を促している。
クリーンランド総務課	継続	・当該年度では、「女性の活躍する職場づくり」等に関する研修については未実施であったが、今後も研修実施に向けて取り組みを進めていく。

4-2-2 事業所における方針決定過程への女性の参画拡大

4221

女性活躍推進法の趣旨などをふまえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	新規	・豊中市女性活躍・働き方改革推進事業を実施し、市内事業所に向けて、女性活躍推進への関心を高めるキックオフイベントを開催するとともに、経営者・管理職(5回)、女性社員(4回)向けの連続セミナーを実施した。
産業振興課	継続	・豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向け、「女性活躍推進法/改正育介法、母権カードの改正説明会」の情報提供を行った。

4222

市関連の委託事業者等への女性の参画拡大の働きかけや啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・人権問題事業者学習会を開催し、委託事業者(特に市民と直接接する業務を委託している事業者)を対象に「性的マイノリティをとりまく人権問題について」啓発を行った。
創造改革課	継続	・外部活力導入のガイドラインに基づき、周知を行った。
契約検査課	継続	・総合評価一般競争入札の中で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価することにより、女性の参画拡大への啓発に努めた。

4223

事業所等に向けて、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・女性活躍推進法の推進のため、企業の経営者・人事労務担当者等に向けた、1,500部発行されているくらし支援課の「勤労者ニュース」に男女共同参画苦情処理制度、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業案内チラシを同封した。今後も広報やセミナー、出前講座をとおして、周知していきたい。
産業振興課	継続	・豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向け、一般事業主行動計画の策定・届出等の義務化企業が令和4年4月から拡大されること、その策定に向けた支援策の活用方法について、情報提供を行った。

4224 性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。（再掲）
(3122)

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」を実施した。（再掲）

4-2-3 団体等における女性の参画拡大

4231 団体やグループの運営方針決定への女性の参画について働きかけや啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・1,500部発行されているくらし支援課の「勤労者ニュース」に男女共同参画苦情処理制度、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業案内を同封したほか、企業への人権研修を実施した。今後も企業の経営者・人事労務担当者等に向けた具体的な取組みを進める。
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。

4232 団体やグループにおける女性リーダー育成を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。

4-2-4 参画にかかわる情報提供の推進

4241

参画にかかわる図書や資料等の収集・提供を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報ライブラリーにおいて男女共同参画に関する資料の収集と提供を行った。
読書振興課	継続	・野畑図書館では子育て関連資料のコーナーを設置し男性の育児や家事等への参加、女性の社会参加等についての資料を収集し貸し出しを行った。

4242

(2122)

男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・情報相談において、教育に関わる利用者からの参考資料や講師選定等の問い合わせに対応し、情報提供を行った。 現場の研修担当者が利用しやすいよう上映権付映像資料リストを作成し、周知した。 ・近隣小学校に対し、デートDVの出前講座、および「ジェンダー平等教育推進助成事業」を実施した。
学校教育課	継続	・男女平等教育啓発教材「To you」の配布など、情報等の提供を行った。

4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

4-3-1 事業所へ向けた働き方の見直しの促進

4311

男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	新規	・豊中市女性活躍・働き方改革推進事業を実施し、市内事業所に向けて、女性活躍推進への関心を高めるキックオフイベントを開催するとともに、経営者・管理職(5回)、女性社員(4回)向けの連続セミナーを実施した。経営者・管理職向けセミナーでは、「女性活躍推進」「人材不足解消」「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス育成」を学習した。女性社員セミナーでは、女性社員同士のネットワークを形成し、モチベーション向上、ノウハウの共有を図ることや女性のキャリア継続・管理職登用に対する意識等をロールモデル等に学び、女性活躍推進を図った。
産業振興課	継続	・豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向けて、2021年度中小企業のための女性活躍推進事業・「えるぼし」マークを取得して女性が活躍できる職場にしませんか?の情報提供を行った。
くらし支援課	継続	・事業所向けに働き方改革に関するセミナーを実施した。働き方改革に取り組むことによる事業所のメリットや具体的な取り組み方法について紹介した。
こども政策課	継続	・とよなかイクボスプロジェクトとして、イクボス大使による公式サイトや啓発チラシによりイクボスプロジェクトの情報および先進的な取組みを紹介し、イクボス宣言企業・団体登録制度を周知した。また、ライフデザインをテーマとした子ども・若者向け出前講座を2回実施した。

4-3-2 仕事と家庭生活等の両立のための制度の周知と利用促進

4321

仕事と生活の両立に向け職場の環境整備を図るため、事業者等に次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法の趣旨、育児・介護休業制度等の活用についての具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	新規	・豊中市女性活躍・働き方改革推進事業を実施し、市内事業所に向けて、女性活躍推進への関心を高めるキックオフイベントを開催するとともに、経営者・管理職(5回)、女性社員(4回)向けの連続セミナーを実施した。経営者・管理職向けセミナーでは、「女性活躍推進」「人材不足解消」「働き方改革」「ワーク・ライフバランス」「イクボス育成」を学習した。女性社員セミナーでは、女性社員同士のネットワークを形成し、モチベーション向上、ノウハウの共有を図ることや女性のキャリア継続・管理職登用に対する意識等をロールモデル等に学び、女性活躍推進を図った。
契約検査課	継続	・総合評価一般競争入札の中で、次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価することにより、仕事と子育ての両立への取組みについての働きかけや啓発に努めた。
産業振興課	継続	・豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向け、「女性活躍推進セミナー」の情報提供を行った。
くらし支援課	継続	・勤労者ニュース(No.61)でダブルケア支援の記事などを掲載し、啓発を行った。
母子保健課	継続	・両親教室で、すてっぷの情報提供を行った。
こども政策課	継続	・とよなかイクボスプロジェクトとして、イクボス大使による公式サイトや啓発チラシによりイクボスプロジェクトの情報および先進的な取組みを紹介し、イクボス宣言企業・団体登録制度を周知した。また、ライフデザインをテーマとした子ども・若者向け出前講座を2回実施した。

4322

仕事と子育て・介護・看護の両立のための法律や具体的制度、技術等の情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・父親と子どもが一緒に参加できるイベント「パパと作ろう！洗濯物たたみマシーン」と父親対象のイベント「パパにまかせて!!はじめての離乳食を実施した。(再掲)」

4-3-3 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充

4331 仕事と家庭生活等の両立を支えるための保育サービスの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	・保育定員を確保していくため、保育所等の新規整備や幼稚園の認定こども園化、保育定員確保緊急対策事業などの多様な取組みを進め、令和4年(2022年)4月1日時点の待機児童数は、平成30年(2018年)から5年続けて0人を達成した。引き続き待機児童0人の維持をめざして、施設整備のほか、多様な施策に取り組んでいく。

4332 仕事と家庭生活等の両立のための保育サービスの充実の一環として、待機児童の解消対策を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課 (子育て安心PT)	継続	・保育定員を確保していくため、保育所等の新規整備や幼稚園の認定こども園化、保育定員確保緊急対策事業などの多様な取組みを進め、令和4年(2022年)4月1日時点の待機児童数は、平成30年(2018年)から5年続けて0人を達成した。引き続き待機児童0人の維持をめざして、施設整備のほか、多様な施策に取り組んでいく。

4333 仕事と家庭生活等の両立を支えるための病児保育など多様な保育サービスを提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	・保護者の就労・疾病等の事由により家庭での保育が困難である児童に対し、一時保育や休日保育などを実施している。

4334 ファミリー・サポート・センター事業により両立を支えるための援助活動を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	・年間の活動実績は1,832回。他に、援助会員・利用会員間の情報共有や、会員と地域住民との交流を目的とした交流会を1回実施した。また、「子どもの遊び」や「子どもの発達」等の講習会を実施し、延べ119人が参加した。

4335

放課後の子どもの居場所づくり事業を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学び育ち支援課	継続	・子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすための居場所として校庭開放事業を10小学校で実施した。 また、翌年度に向けて計10校での継続実施とともに、実施内容の充実(三季休業中、雨天での実施)に向けて仕組みづくりを進めた。

4336

育児の孤立感や不安、子育ての悩みに男女共同参画の視点を加味し、相談に対応する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・「シングルマザーのためのグループ相談会」を実施し、コロナ禍での育児不安など分かち合った。また、孤立することのないようコロナ禍の自粛中にも電話相談をはじめとする多様なメニューで対応した。
人権平和センター	廃止	令和元年度まで子育て相談を行っていたが、令和2年度の人権平和センター条例施行をふまえ、事業を再構築したことにより廃止
母子保健課	継続	・電話、面接相談時に育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し対応した。
子育て支援センター	継続	・父親対象の講座「パパとあそぼう」、「親を学ぶプログラムパパ編」を開催し男性の育児参加を促した。また父親からの相談電話もあり、訪問支援や継続支援を行った。
児童発達支援センター	継続	・育児の孤立感や不安、子育ての悩みに男女共同参画の視点を加味し、相談に対応する。
こども事業課	継続	・公立こども園においては、子どもを中心に据えた中で保護者との信頼関係の構築に努めており、話ができる関係づくりをめざしている。また、子育て相談や園庭開放等を実施しており、地域の子育て世帯への援助や関係機関の紹介・連携も行っている。
児童生徒課	継続	・教育相談において、男女共同参画の視点も踏まえながら様々な相談に対応をした。

4337

子育ての交流事業を充実し、子育てグループのネットワークを形成し、地域における子育て支援の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	廃止	・令和元年度まで子育て支援事業(轟レインボークラブ・子育てに関するサークル支援事業)を行っていたが、令和2年度の人権平和センター条例施行をふまえ、事業を再構築したことにより廃止
母子保健課	継続	・新型コロナ感染対策のため地区の子育てサロン等への出務はできなかったが、必要に応じて健康に関する情報提供を行った。
子育て支援センター	継続	・地域福祉ネットワーク会議 こども部会の校区連絡会を実施した。
こども事業課	継続	・公立こども園において園開放、離乳食紹介などを実施し、積極的に情報提供を行うなど、地域家庭への支援に努めている。

4338

子育てにかかわる学習機会の提供や情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	・じんけんへいわ通信発行(2回、10,000部)
母子保健課	継続	・個別支援の中で、健康教育・指導、情報提供を行った。
子育て支援センター	継続	・講座等を開催し、子どもの育ちを参加者で共有し、多様な子育てのあり方に気づく機会を作ったり、愛着形成の大切さを発信したりした。
こども事業課	継続	・離乳食講座や子育て・子育て支援講座等を通じて、情報提供や相談対応などを行っている。また、地域の子育て世帯が、気軽にこども園を訪れる環境ができており、園児とのふれあいや保育教諭とのかかわりを持てる場となっている。
学校教育課	—	令和3年度は事業として取り組まなかった。
学び育ち支援課	継続	・新型コロナウイルス感染症の影響により、小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」や中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会などの実施は減少したが、感染防止対策を講じながら、島田小学校に親学習ファシリテーターを派遣し、2年生全クラス児童を対象に、「明日の親のための講座」を開催した。
公民館	継続	子育て子育て親育ち事業として4公民館で26講座、のべ91回実施した。
読書振興課	継続	・野畑図書館では子育て関連資料のコーナーを設置し積極的に関連資料を収集するとともに提供している。

4339
(3152)

ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・登録団体と連携して「シングルマザー応援のフードドライブ」実施にあたり、食品の預かり、および場所の提供(9月すてっぷフェスタ)を通して支援した。(再掲)
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
子育て給付課	継続	・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療証の発行及び給付金の支給により、ひとり親家庭の経済的支援を行った。また、母子父子自立支援員を配置して母子及び父子並びに寡婦の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供・相談指導を行った。母子父子福祉センターでは弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談を行った。公正証書作成費用補助や、養育費保証契約補助を行った。
住宅課	継続	・母子・父子世帯について、抽選における当選確率を2倍とする優遇措置を行った。 市営住宅の一部について、小学校就学前の子どもがいる世帯向けに、子育て世帯限定の募集を行った。(再掲)

43310

市が主催する講座、イベント等に子育て期の男女が容易に参加できるよう一時保育の場を確保する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・市が主催する講座等における、一時保育制度を活用し、各所管課が一時保育者を確保できるようにした。

4-3-4 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進

4341 介護保険サービスの充実と利用促進のための周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿社会政策課	継続	・当課窓口での情報提供や相談に応じるとともに介護保険事業に関する情報のHP掲載やパンフレット作成、出前講座等による情報提供を実施した。

4342 仕事と生活の両立が可能となるよう、在宅介護支援や権利擁護に関する相談及び調整、PRの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿安心課	継続	・地域包括支援センターについては、身近な高齢者の相談窓口として認知度を高めるために、当該センターの活動概要を記載したリーフレットを使用し、関係機関や地域団体へ継続的な周知・啓発を行った。

4343 高齢者の見守りや介護する家族等への支援等、地域活動の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿安心課	継続	・ひとり暮らし高齢者登録や在宅給食サービス事業、高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業などを通じて、高齢者の見守りを行い、安心安全に寄与した。 また、認知症高齢者を抱える家族介護者を対象に、交流会や介護者教室を実施した。

4-3-5 男性の家庭及び地域への参画の促進

4351

男性が子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、男性への子育て・介護・看護にかかわる情報提供、啓発を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・父親と子どもが一緒に参加できるイベント「パパと作ろう！洗濯物たたみマシーン」と父親対象のイベント「パパにまかせて!!はじめての離乳食」を実施した。(再掲) ・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った(タイトル:「ふたりで取り組む家事☆育児」)。 ・親子で性別役割分担意識を考えるきっかけとなる動画「くまくんのぼくもできたよ」を制作して、イベント「パパと作ろう！洗濯物たたみマシーン」内で上映、YouTubeで配信した。

4352

子育てにかかわる行事の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参加を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。
母子保健課	継続	・両親教室を開催し、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行った。
子育て支援センター	継続	・父親対象の講座「パパとあそぼう」、「親を学ぶプログラムパパ編」を開催し男性の育児参加を促した。
児童発達支援センター	継続	・子育てにかかわる行事の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参加を進める。
こども事業課	継続	・年間行事予定を年度当初に配布するとともに、土曜日に行事開催するなど参加しやすい日程を考慮している。また、男性の育児や父親とのふれあい遊びをテーマにした絵本などを、絵本コーナーに意識的に置く等の工夫をしている。
学び育ち支援課	継続	・新型コロナウイルス感染症の影響により、小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」や中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会などの実施は減少したが、感染防止対策を講じながら、島田小学校に親学習ファシリテーターを派遣し、2年生全クラス児童を対象に、「明日の親のための講座」を開催した。
学校教育課	—	令和3年度は事業として取り組まなかった。

4353

男性の自立した生活を促すための学習機会の提供を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	・生活情報センターくらしかんにおいて、「男の料理教室」を開催した。
公民館	—	・該当講座実施なし。

4354

地域活動への男性の参画を促すための学習及び啓発、情報提供を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。
読書振興課	—	・令和3年度は実施なし。

4-3-6 市役所における男女共同参画の推進

4361

次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭生活が調和できるよう、育児・介護休業の取得しやすい、また職場復帰しやすい職場の環境を整備する。

主な所管・実施課	実施状況	
職員課	継続	・育児休業からの復帰前面談の実施や、庁内情報共有システム等を活用した情報発信を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めた。
教職員課	継続	・人事異動に関し、育児や介護の実態に応じ個別事情を聞き取り、職場復帰しやすい環境の整備に努めている。
クリーンランド総務課	継続	・育児・介護休業等については、引き続き取得及び復帰しやすい職場環境の整備を進めていく。

4362

「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	・旧姓使用の選択を可能とする制度を運用した。 ・旧姓使用制度の継続的な利用があった。今後も制度の適切な運用を図る。

4363

変則勤務の多い医療従事者の確保と離職防止のため、院内保育所の運営や保育時間の延長を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
市立豊中病院病院総務課	継続	・地域の保育所への入所が困難な職員が多いため、引き続き院内保育所の適正運用に努め、職員の職場復帰を支援した。

4364

女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員意識の向上とともに、働き方を見直す取り組みを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	・誰もが働きやすい職場づくりに取り組む民間企業の話や、男性育児休業取得者の経験談を通して意識を醸成する研修を開催し、職員の意識向上を図った。
職員課	継続	・時間外勤務について、年間330時間超の職員を0にする等の取組を進め、令和3年度も目標を達成した。 ・クールビズ期間にノー残業デープラス1を実施し、水曜日以外にも週1回ノー残業デーを実施する取組を行った。
教職員課	継続	・出退勤システムによる、職員の勤務時間について管理職が把握に努めている。
クリーンランド総務課	継続	・長時間勤務を是正しながら、各種休暇制度の利用促進を行い、全ての職員が仕事と家庭を両立したうえで、十分な能力を発揮できる職場環境を引き続き進めていく。

4365

男性職員、男性教職員に対する育児・介護休業制度の活用促進の啓発を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
職員課	拡充	・出産、育児にかかる休業・休暇制度や男性の短期育休(プチ育休)の推奨について、人事課と連携して通知等で周知・啓発した。 また、男性職員に対して育児休業制度に関する説明会を実施した。
教職員課	継続	・管理職研修において男性の育児・介護休業制度の活用の周知を継続している。
クリーンランド総務課	継続	・男性職員が取得できる出産補助休暇、育児参加休暇及び育児休業等について周知を図り、これらの取得を促進するため引き続き取り組みを進めていく。

4-4 多様な働き方への支援

4-4-1 女性の就労支援

4411 女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習
(3131) 機会を提供する。(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・講座「TOEIC対策」を実施し、英語のスキルアップをめざした。 自主事業「パソコンテキスト1冊やりとおす自習時間＜基礎編＞、＜応用編＞」を実施。(再掲)
国際交流センター	継続	・日本語能力検定試験対策の講座を年2回(6か月間)実施。
くらし支援課	継続	・地域就労支援センターによる就労相談や就労準備支援事業として「Excelを学ぼう」を実施した。
福祉事務所	継続	・年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供を行った。
子育て給付課	継続	・令和3年度は母子父子福祉センターの指定管理事業として介護職員初任者研修、日商簿記3級検定取得講座・検定試験、ビジネスパソコン基礎講座、医科医療事務検定3級取得講座を実施した。

4412 女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業
(3132) を支援する学習機会を提供する。(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・講座「TOEIC対策」を実施し、英語のスキルアップをめざした。(再掲) 自主事業「パソコンテキスト1冊やりとおす自習時間＜基礎編＞、＜応用編＞」を実施。(再掲) ・「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」を実施した。(再掲)
くらし支援課	継続	・転職カフェを全2クール(1クール5回)実施し、「働く」ことについて考え、語り合う機会を作った。
子育て給付課	継続	①ひとり親の資格取得のため養成機関での受講に際し、その期間中の生活の安定を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金を支給した。 ②就業相談を通じて指定された講座を受講した後、本人が支払った費用の4～6割相当額を支給する自立支援教育訓練給付金を支給した。

4413
(3133)

起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・女性起業セミナー修了生の情報交換の場を実施した。(再掲)
国際交流センター	継続	・多言語相談サービスの中で就労や起業に関する相談に対応した。
産業振興課	継続	・「とよなか起業・チャレンジセンター」の運営の中で、起業家も対象となる各種セミナー等を開催し、起業に関わる情報提供を行っている。

4414

女性の就労支援のための相談対応を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・「就労相談」で再就職や転職を希望する女性をサポートした。 ・「キャリアカウンセリング」を行い、今後の働き方や資格について相談対応した。 ・「労働相談」では、働く女性の出産・育児などのライフイベントや職場環境に悩む女性に情報提供を行った。 ・土曜や夜間のカウンセリングを継続し、働く女性が利用しやすい環境づくりに努めた。

4415

多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	・無料職業紹介事業による求人企業の開拓や求人情報の収集、求職者への職業紹介を行い、就職に繋げた。

4-4-2 働き続けやすい雇用環境の促進に向けた啓発、情報提供

4421

男女雇用機会均等法等雇用や職場での男女平等の推進、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向けた学習及び啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報相談として、各機関の人権研修の相談に応じた。 ・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った(タイトル:「知識をアップデートしてハラスメントを防ぐ!」)。(再掲)
産業振興課	継続	・豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向けて、啓発DVDの紹介を行った。

4422

パートタイム労働や派遣労働にかかわる制度の周知を図り、労働条件や雇用の安定等についての啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報ライブラリーの就労支援情報コーナーにパートタイム労働や派遣労働に関する資料を設置して啓発した。
くらし支援課	継続	・勤労者ニュース(No.62)で雇用保険マルチジョブホルダー制度を紹介し、啓発を行った。

4423

母性保護への理解や健康管理、働く場でのメンタル・ヘルスなどに関する啓発や予防対策を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・豊中市メンタルヘルス推進対策ネットワーク会議に参画し、女性のメンタルヘルス問題に関する情報共有を図り、予防対策の材料とした。
くらし支援課	継続	・勤労者ニュース(No.61)における健康管理アプリアスマイルの記事や勤労者ニュース(No.62)におけるけんしん・健康寿命延伸に向けた記事を掲載し、健康管理の啓発を行った。
保健予防課	継続	・メンタルヘルス計画に基づき関係部局・団体と連携・協議し、支援者のメンタルヘルスリテラシーの向上の取り組みとしてWEB研修を実施した。
母子保健課	継続	・母子健康手帳交付時などに情報提供を行った。

4424

事業所等において女性が能力を発揮するための積極的取組みである「ポジティブ・アクション」を進めるための啓発を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・1,500部発行されているくらし支援課の「勤労者ニュース」に男女共同参画苦情処理制度、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業案内を同封した。
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。
くらし支援課	—	

4425

在宅ワーク、テレワークの導入について、事業所等への情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	・2021年度は事業として取り組まなかった。

DV 対策基本計画の実施状況

豊中市の関係各課・施設における、令和3年度のDV（配偶者等からの暴力）に関わる事業について調査を行い、豊中市DV対策基本計画における施策の5つの基本的方向ごとに実施状況をまとめました。

令和 3 年度(2021 年度)の主な取組み

基本的方向1 DVを許さない社会づくり

人権政策課では、11 月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」(12 日～25 日)には、市役所第一庁舎や第二庁舎一階ロビーにてパネル展示し、同会場で「暴力はいや」の気持ちを書いたパープルリボンをツリーに飾る市民参加型のイベントの実施や(参加人数 23 人)、第一庁舎正面玄関に横断幕の掲示、文化芸術センターの紫色ライトアップ、啓発用マグネットの公用車への貼付のほか、DV に関する相談窓口や啓発イベントの広報誌へ掲載するなど、普及啓発に積極的に取り組みました。

すてっぷにおいても、市内中学生を対象とした「デート DV 防止出前講座」を実施し、若い世代に対するデート DV 予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図りました。10 月の「国際ガールズ・デー」に合わせてデート DV 防止パネル展、おとな-girls 相談 WEEK を同時開催し、Twitter での広報を行うことで若年層が気軽に相談できるよう周知しました。

今後も引き続き、啓発事業を取り組みながら、幅広い世代への暴力を許さない意識の醸成に努めていくとともに、関係機関との協力連携を強化していきます。また、SNS 等を利用した情報発信手法を引き続き活用し、若年層にも情報が正しく伝わるよう取り組みます。

基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

豊中市配偶者暴力相談支援センター(以下 DVC)の業務内容や時間等について、広報誌、市のホームページ等への掲載、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各課や関係機関への周知を行いました。なお、DVC における DV に該当する相談件数は 860 件でした。

そのほか、すてっぷではホームページのリニューアルに伴い、コロナ禍において外出自粛中にも相談窓口の情報が届くようページレイアウト等を工夫しました。相談のケースに応じて、DVC や関係機関の情報提供を行いました。

DV 相談件数の増加により、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、被害者の特性をふまえて対応できるよう、関係機関の連携強化や相談員のスキルアップにつながる研修の参加等の取り組みが必要です。

基本的方向3 緊急時における安全の確保

被害者の一時保護が必要となった際には、大阪府や警察及び関係機関と連携し、必要に応じて同行支援や出張相談を行い、一時保護につなぎました。

緊急時の対応については、必要に応じてケース検討会議に参加するとともに、緊急的な対応や連携についての課題や情報共有を進めました。

今後も、緊急時において、被害者が安全かつ円滑に保護を受けられるよう、DV 防止ネットワーク会議やケース検討会議を活用し、緊急時の情報提供や情報共有を行い、関係機関との連携を強化し、さらなる支援体制の整備を図ります。

基本的方向4 自立支援の充実

DV やストーカー行為等の被害者などの住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行い、必要に応じて関係機関と連携しました。

すてっぷでは、長期的なサポートが必要と思われるケースについては、DVC と連携しながら対応しました。また、夜間や土曜日にもカウンセリングを行うことで相談者が相談しやすい環境づくりに努めました。

こども相談課ではこども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルの電話受付を 365 日 24 時間実施し、18 歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、面前 DV 等により被害を受けた子どもへの支援も行っています。

今後も被害者が自立し、生活を再建していくため、関係機関との連携を強化し、多角的な支援

体制の整備を図ります。

基本的方向5 関係機関・民間団体等との連携・協力

豊中市 DV 防止ネットワーク会議では、各部局や関係機関での被害者支援について考える機会を設定し、より良い支援のあり方を考える機会を持ちました。引き続き DVC の周知を行いつつ、各部局が担っている支援内容の情報共有のため、DV 支援の対応項目ごとの情報の整理を行います。

豊中市 DV 防止ネットワーク会議・実務担当者会議では、DV 対策基本計画を盛り込んだ第3次豊中市男女共同参画計画の策定に向け、「DV 被害者への支援にかかる課題について」をテーマに、グループワークを通じて意見交換を行いました。

今後も、庁内外問わず様々な機関と広く連携し、被害者支援を円滑に行えるよう関係構築に努めます。

〈 参考項目 〉

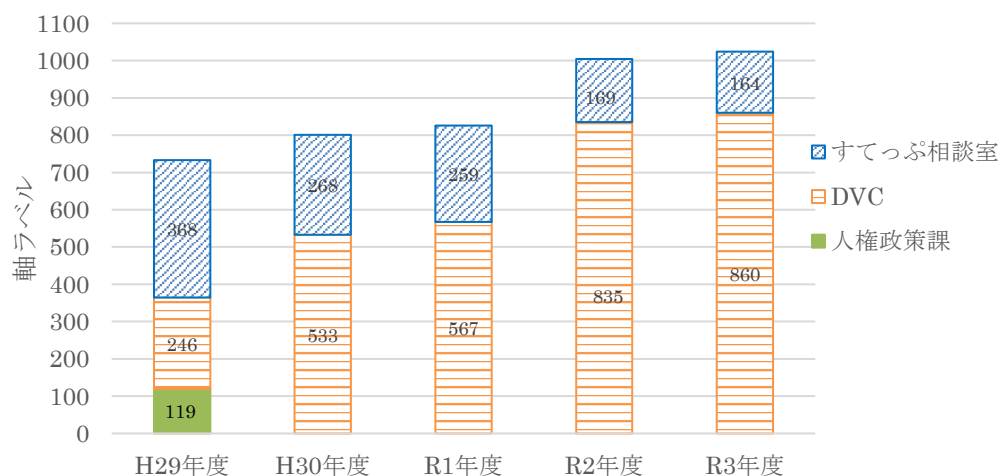
DV 相談件数（人権政策課対応分）

（単位：件）

	人権政策課 (旧・男女共同参画係)	豊中市配偶者暴力相談 支援センター (DVC)	すてっぷ相談室	計
H29 年度	119	246	368	733
H30 年度	—	533	268	801
R1 年度	—	567	259	826
R2 年度	—	835	169	1004
R3 年度	—	860	164	1024

※DVC は H29.10.2 設置。以降、人権政策課対応分も DVC の件数に含まれる。

DV相談件数



基本的方向1 DVを許さない社会づくり

1-1

市民等への普及啓発

市民一人ひとりがDVとは何か(DVにあたる行為とは何か)を認識し、DVの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、市広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ・FMラジオなどの広報媒体の活用やポスター、リーフレット、カードなどの作成のほか、講座等の開催による普及啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する。

主な所管・実施課	実施状況
人権政策課	継続 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、第一庁舎や第二庁舎ロビーで展示を行った。啓発文を入れたウェットティッシュや啓発用のチラシ、リーフレットの配布を行ったほか、パネル展示を行い、周知を広めた。そのほか、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを込めてパープルリボンをかけていただく企画や、文化芸術センターを紫色でライトアップ、啓発用マグネットで公用車に貼付を実施した。第一庁舎に同運動の横断幕「めざそう！DVのない安心してらせるまち・豊中」を掲出した。また、同運動を、豊中市ホームページ等で紹介し、積極的に市民に向けて情報発信を行った。 今後も、より多くの幅広い年齢層の市民に対してDVについてわかりやすく理解ができるとともに、情報として定着できるよう、「女性に対する暴力をなくす運動」等に取り組む。
すてっぷ	拡充 内閣府主催「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、すてっぷ制作DV防止パネルを展示した。より多くの人に知ってもらえるよう市民イベントで作るパープルキルトの展示やパープルリボンメッセージツリーづくり、性暴力についての講演会「少女の孤立と無関心社会」を同時開催した。また、「女性に対する暴力をなくす運動 2021 パープルキルト・パネル展示」の動画制作を行った。YouTube配信も実施することで、コロナ禍において来館を控えている市民等への啓発を行った。
広報戦略課	継続 市HPなど、市が所管するメディアにより、各部局・各課の取り組みなどを発信している。
読書振興課	継続 子育て・DV関連資料や「検索ナビ」(資料・情報案内リーフレット)を通じた情報提供に努めた。岡町図書館では児童養護施設に協力し、里親制度・児童養護施設についてのパネル展と関連資料の展示を実施したほか、すてっぷと連携して、ヤングアダルト世代に向けた展示『男女共同参画週間連携展示「なりたい自分」になろう』を実施した。

1-2

若年層への広報・啓発

交際相手などからの暴力(デート DV)の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデート DV セミナーの実施、ホームページなどを通じた DV やデート DV への啓発に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	中学生用男女平等教育啓発教材「To you」の配布、並びに出前授業での「まんが版デート DV 予防冊子」の活用を通じて、DV、デート DV の防止に向け、身近でわかりやすい啓発に努めている。今後も若年層からの啓発を重点的に行い、暴力の防止に向けてより一層の啓発を推進する。
すてっぷ	新規	中学生を対象とした「デート DV 防止出前講座」を実施し、若い世代に対するデート DV 予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図った。10月の「国際ガールズ・デー」に合わせてデート DV 防止パネル展、おとな-girls 相談 WEEK を同時開催し、Twitter での広報を行うことで若年層が気軽に相談できるよう周知した。

1-3

地域・事業所への啓発

出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会や民生委員・児童委員、PTA、保護者会、事業所などへの広報・啓発に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパネル展を通して、啓発を行った。今後も引き続き、地域・事業者への直接的な啓発も行っていく。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向けた周知の方法を検討した。
コミュニティ政策課	継続	チラシの配布などを通じて、自治会への広報・啓発に努めています。
地域共生課	継続	研修や啓発物の配布などを通して、民生委員・児童委員等への啓発に努めた。
障害福祉課	継続	パンフレット等の配布を通して、市民、事業所などへの広報・啓発に努めた。
長寿安心課	継続	高齢部会等の場で高齢者虐待の概要等について、地域住民や事業所への啓発を行った。
こども事業課	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、保護者や地域の方への広報や啓発に努めている。

1-4

暴力を予防・防止するための早期からの教育・啓発

学校や保育施設などにおける人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、教育委員会との連携による男女平等教育の推進を図るための体制を整備する。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	中学生用男女平等教育啓発教材「To you」の配布を通じて、DV、デートDVの啓発を行った。
こども事業課	継続	豊中市人権保育基本方針に則り、男女共同参画の視点を大切にされた教育・保育を行っており、保護者へは子どものつぶやき展やお便り、学級懇談、子ども健やか育みフォーラム等を通して、ともに考える機会としている。また、気軽に相談できる環境を整え、日頃から在園児や保護者の様子を細かく把握することで、DVや虐待等の早期発見に努めている。該当事例があった場合には、職員全体で話し合いの場を持つとともに、速やかに関係機関との連携をとっている。
学校教育課	継続	相談窓口のポスター配布をととして、暴力を予防・防止するための取り組みを行った。

1-5

情報のバリアフリー化

多言語によるリーフレット・相談カード等の作成・配布や外国人向けの各種広報媒体の活用、外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、幅広く情報が行き渡るよう情報のバリアフリー化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
国際交流センター	継続	多言語によるリーフレット・相談カード等の作成・配布や外国人向けの各種広報媒体の活用、外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、幅広く情報が行き渡るよう情報のバリアフリー化に取り組む。
障害福祉課	継続	パンフレットを配架し、代読など必要な配慮を行っている。

1-6-1

配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知

医療関係者や福祉関係者等に対し、DV 防止ネットワーク会議などを通して、配偶者暴力防止法に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議や同実務担当者会議で、配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知も行った。今後も会議や研修等を通して周知を広めていく。

1-6-2

配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知

市立病院内において、職員に配偶者暴力防止法に基づく通報の趣旨を徹底し、被害者に対して相談窓口や緊急連絡先等、利用できる関係機関を紹介する等の情報提供に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
市立豊中病院総務 企画課・医事課	継続	病院内の目につきやすい場所に通報義務等の啓発ポスターを掲示し、幅広い年齢層に通報の周知をおこなった。

1-7

加害者更生プログラムを含む国・府等のDV対策に関する情報収集

加害者を対象としたその更生のための施策等、DV の防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	大阪府女性相談センターを通して情報収集を行った。今後も情報収集に努める。

基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

2-1

相談窓口の周知

「すてっぷ相談室」をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや警察などさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	配偶者暴力相談支援センターの業務内容や時間等について、広報誌、市のホームページへの掲載、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各課関係機関への周知を行った。また、引き続き人権啓発パネル展や講演会を行う際に、男女共同参画にかかる研修・講演会の案内チラシ・各制度の周知チラシ等を設置・配布した。また、人権擁護委員による人権相談や相談及び人権・平和啓発事業として人権相談・総合生活相談を行っている。また、各月人権課題別相談を設定し、「性的マイノリティ・女性問題・ハラスメント」について中心的に相談を受けつけた
すてっぷ	継続	ホームページリニューアルに伴い、コロナ禍において外出自粛中にも相談窓口の情報が届くようページレイアウト等工夫した。相談のケースに応じて、DVC や関係機関の情報提供を行った。
国際交流センター	継続	「すてっぷ相談室」をはじめ、配偶者暴力相談支援センターや警察などさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。
広報戦略課	継続	DVに係る相談が寄せられた場合、「すてっぷ相談室」や配偶者暴力相談支援センターを案内したり、緊急を要する案件は関係機関につないだりしている。また、DV 防止ネットワーク会議での情報などを課内で周知・共有している。
地域共生課	継続	福祉なんでも相談窓口について、広報誌や HP を通して周知活動を行った。
障害福祉課	継続	様々な機会を通じて、窓口の周知を実施した。
長寿安心課	継続	地域包括支援センターが中心となって高齢者虐待にかかる相談窓口の周知を行った。
母子保健課	継続	個別相談において、必要な人に、リーフレットや相談窓口などの情報提供を行った。
こども相談課	継続	こども家庭相談係では、こども総合相談窓口の電話相談、子育て心の悩み相談などの相談場面や児童虐待(疑い含む)通告で家庭訪問した際などで、DVを発見した場合には、リーフレットや相談窓口の案内を行っている。

子育て給付課	継続	ひとり親家庭のしおり等を通じて、相談窓口の周知に努め、DV 相談があった場合は、人権政策課と連携し業務を行った。
市立豊中病院総務 企画課・医事課	継続	病院内の目につきやすい場所に DV 相談室のリーフレットを配架し、幅広い年齢層に窓口の周知をおこなったため。

2-2

障害者、高齢者、外国人などへの対応

被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	外国人の DV 被害者から相談があれば、必要に応じて庁内各課における手続きの同行支援に外国人の通訳を派遣する体制を整備している。
すてっぷ	継続	過去に実施した関係部署との学習会での知識を活かし、障がい者や高齢者、外国人などケースに応じて関係部署と連携し案内した。
国際交流センター	継続	被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。
障害福祉課	継続	手話・筆談・ゆっくり話す等特性に応じた配慮を実施した。
長寿安心課	継続	障害福祉課や人権政策課と連携して対応している。

DV 相談の内容の複雑化や深刻化をふまえ、相談業務や関連業務等に係る職員向けに、DV の早期発見により被害を最小限に防ぐことや、DV の理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止など、情報提供や研修に取り組む。また、相談担当者等の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点から研修の機会及び情報の提供に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	担当職員が大阪府の実施する専門研修に参加するなどして専門知識を養った。関係施設にも研修情報を提供し、相談担当者のスキルアップの機会への参加を呼びかけた。DV 防止ネットワーク会議・実務担当者会議では、DV 対策基本計画を盛り込んだ第 3 次男女共同参画計画の策定に向け、「DV被害者への支援についての課題」をテーマに、グループワークを通じて意見交換を行った。 今後も DV 防止ネットワーク会議での研修やケース検討会議を通じて、相談担当者等の資質向上や機会の提供に取り組む。
すてっぷ	継続	人権政策課との学習会を行い、DV 被害者への支援について知識を深めた。多様化する困難ケースの対応について年 2 回の SV 研修を行い、相談員と事務局の資質向上を図った。
くらし支援課	継続	相談員の研修として、ネット・ゲーム依存、発達障害の理解及び家計改善支援に関する研修をそれぞれ実施した。
地域共生課	継続	福祉行政職員の相談対応能力向上を図るため、各種職員研修を実施した。
福祉事務所	継続	研修会に参加することで理解を深め、関係機関と情報共有をおこない対応した。また、一人で抱え込むのではなく、職員間で情報共有し、共通理解した上で対応をおこなった。
障害福祉課	継続	研修などに積極的に参加した。
長寿安心課	継続	同伴家族が高齢者の場合には対応できる施設や利用できる制度の情報を提供した。
保健予防課	継続	業務を通じた相談対応の研修を受講し、資質の向上を図った。
母子保健課	継続	相談対応の研修参加や、相談対応時に適切な対応を行うため、ケース検討や連携機関についての情報共有を行った。
こども相談課	継続	毎年、大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修に参加し、DV 対応に関する研修を受講し、相談担当者の資質向上をはかっている。
子育て給付課	継続	相談担当者に対し適宜研修等の情報提供を行い、受講した。検討課題があれば適宜ケース会議等開催し、情報共有した。

教育総務課	継続	対応した職員が作成する「対応記録」を活用し、課内や係内で共通認識を持つようにしている。
児童生徒課	継続	相談対応時に迅速かつ適切な対応を行うため、係内でケース検討や連携機関についての情報共有や研修を行った。

2-4

職員の意識向上

職員対象のさまざまな研修等を通じて、DVに関する意識向上を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の市役所でのパネル展を通じて、職員のDVに関する意識の向上に取り組んだ。配偶者暴力相談支援センターのリーフレットとカードを関係各課へ配布した。今後も職員の意識向上に繋がるよう研修や啓発に努める。
人事課	継続	男女共同参画をはじめ人権行政の推進に関するカリキュラムを、新規採用職員研修等に取り入れ実施した。

2-5

「配偶者暴力相談支援センター」機能の設置

既存の相談支援体制をふまえつつ、本市での配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能の設置に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	平成29年10月に配偶者暴力相談支援センターを設置。業務内容や時間等について、広報誌、市のホームページへの掲載、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各課関係機関への周知を行った。

基本的方向3 緊急時における安全の確保

3-1

緊急時の対応

緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察、消防などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護につなぐ。また、状況に応じて、緊急の宿泊費や交通費、食費が必要な場合に、本市の助成制度を活用する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV(デートDVを含む)に関する相談がのべ860件あった。配偶者暴力相談支援センター職員間で緊急時の対応や連携上の課題や情報共有を進めた。緊急時の被害者の安全確保のため、一時保護施設の確保が課題である。また、緊急時に不安を抱える被害者のため、専門相談員による一時保護中のサポートも継続して行っていく。
消防局救急救命課	継続	消防局では救急活動時において、DVによる負傷が疑われる傷病者等へは、DV相談案内カードの配布を行うとともに、職員間において事案にかかる情報共有を徹底し、市担当部局及び警察への連絡を行っている。

3-2

被害者や同伴する家族等の状況に応じた対応

被害者や同伴する家族(子や親など)の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催し、高齢者福祉施設や母子生活支援施設などの避難場所を提供できるよう、施設との協力・連携の強化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が安全で安心して保護を受けられるよう、相談体制に配慮し関係機関との連携を強化している。被害者に同伴家族がいる場合の対応においては、関係機関との連携が必要不可欠なので、日頃から情報共有を行っている。
長寿安心課	継続	相談時において、必要と思われる情報や施策、制度については説明をおこない、資料提供をおこなった。
子育て給付課	継続	被害者の事情を細かく聞きとり、ケース会議等で課内検討し、母子生活支援施設に入所措置を行った。

3-3

専門相談員（自立支援コーディネーター）の設置

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV 相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行った。

3-4

障害者、外国人への支援

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が外国人である場合、支援に関する制度や手続きなどの説明に通訳者を介して説明を行った。被害者の状態に応じて、対応できる施設が異なってくるため、その都度大阪府や関係部局と連携しながら適切な保護を行った。
国際交流センター	継続	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。
障害福祉課	継続	手話・筆談・ゆっくり話す等特性に応じた配慮を実施した。

3-5

緊急時の被害者支援に係る制度の周知

生活のためのさまざまな施策をはじめ、制度の狭間にいる被害者への生活費等の貸付や給付制度等の支援、それらの支援に関する窓口や手続きなどについて情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	緊急時の一時保護や避難の支援について、DV 防止ネットワーク会議を通じて関係課や関係機関に周知を行っている。
すてっぷ	継続	緊急事態宣言の発令により臨時休館となったが、緊急性の高い相談の状況を鑑みて面接を再開し、必要に応じて DVC と連携した。
福祉事務所	継続	職員間で制度の周知に努めている。相談が入った際は、関係機関の情報や連絡先等の資料を提供した。

基本的方向4 自立支援の充実

4-1

ワンストップサービスの推進・充実

複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する「豊中市 DV 被害者支援相談共通様式」の活用や関係機関の窓口連携によるワンストップサービスの推進及び充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が安心して市民サービスを受けられるよう、関係各課と日々窓口連携を行いながら、必要に応じた同行支援や被害者の精神的な負担を軽減するため、各課におけるサービスの紹介を行っている。今後もワンストップサービスを充実させるため、関係課との連携強化に努める。
すてっぷ	継続	適切なインテークを行い、相談の状況に応じて速やかに DVC など関係機関を案内した。
国際交流センター	継続	複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の活用や関係機関の窓口連携によるワンストップサービスの推進及び充実を図る。
くらし支援課	継続	生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の仕組みを活用し、関係機関での情報や支援方針の共有を図った。
市民課	継続	支援措置対象者と同行、または、事前に電話連絡をすることで関係課へ引継ぎを行い、被害者の精神的負担を軽減した。
福祉事務所	継続	相談を受けた際は、本人同意を得た上で、直接関係機関へ情報提供をおこない、本人負担の軽減をおこなった。
障害福祉課	継続	関係機関との連携を密にし、対応を実施した。
長寿安心課	継続	被害者の精神的負担の軽減から相談内容を記録し、関係機関連携の際に情報提供している。
母子保健課	継続	市民対応するにあたり、必要な場合、本人同意のもと、直接関係機関への情報提供をおこない、本人負担の軽減を行った。
こども相談課	継続	「豊中市DV被害者支援相談共通様式」については、現時点での活用はできていないが、被害者の精神的負担を軽減するため、被害者の同意を得たうえで、担当課との連携時には、きめ細かな対応を図っている。
子育て給付課	継続	DV 相談があった場合は、人権政策課や母子保健課(保健センター)と連携し対応を行った。
教育総務課	継続	対応した職員が作成する「対応記録」を活用し、課内や係内で共通認識を持つようにしている。

4-2

個人情報などの適正な管理

「支援措置対象者の情報管理に関する指針」に基づき、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部局との連携を通じて、適正な個人情報の管理を徹底して行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV 被害者や同伴家族の住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行った。 今後も、住民基本台帳からの情報に基づく事務においては、被害者の個人情報管理について適正に取扱いながら、関係部局と連携し、被害者の生活再建が安全かつ安心して行えるよう、引き続き努めていく。
法務・コンプライアンス課	継続	「支援措置対象者の情報管理に関する指針」及び「個人情報保護条例」等に基づき、支援措置対象者の個人情報の適正な管理に努めた。
税務管理課	継続	市税に係るすべての証明書について、住民基本台帳事務における支援措置対象者及び同措置相談者に対しては、原則、納税義務者本人以外からの請求による発行を行わない。 また、税務担当各課内では、上記該当者について、システム上で注意喚起を行い、課税や納税状況等の照会の際に、より慎重な対応を行った。
市民課	継続	庁内の関係各課と連携した支援を行った。
選挙管理委員会事務局	継続	引き続き DV 等の被害者の情報を閲覧させないよう配慮するなど適正な個人情報の管理を行う。

4-3-1

生活、就労、住宅などの支援

生活支援のためのさまざまな施策や支援制度、窓口、手続きなどについての情報を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者に対して住民基本台帳の閲覧制限や本人通知制度に関しての情報提供を行っている。今後も被害者の安全確保のため情報提供に努める。
すてっぷ	継続	ケースに応じて、関係機関を案内し支援した。
市民課	継続	DV、ストーカー行為、児童虐待、その他これらに準ずる行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を行った。

4-3-2

生活、就労、住宅などの支援

生活支援のためのさまざまな施策や支援制度、窓口、手続きなどについての情報を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	新型コロナウイルス感染症拡大による臨時特別給付金について、DV等を理由に避難している方に周知を行った。 今後も、生活支援に関する各種の情報を被害者に提供できるように、引き続き共通様式を活用し、関係部局と相談内容や希望する支援の内容などについて、情報共有を図る。
すてっぷ	継続	ケースに応じて、関係機関を案内し支援した。
国際交流センター	継続	生活支援のためのさまざまな施策や支援制度、窓口、手続きなどについての情報を提供する。

4-3-3

生活、就労、住宅などの支援

就職活動を支援するため、すてっぷや地域就労支援センター等と協力しながら、就労に必要な技術や資格取得の情報を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	就職に関する情報提供を必要とする被害者に対して、関係課やハローワークの取組みを紹介するなど就職についての情報提供に努めた。今後もより良い情報提供が出来るよう、情報収集に努める。
すてっぷ	継続	相談内容に応じて、就労相談や情報ライブラリー就労コーナーの利用を促しキャリアの整理や資格取得などの情報提供を行った。支援が必要なケースには庁内機関を案内した。
国際交流センター	継続	就職活動を支援するため、すてっぷや地域就労支援センター等と協力しながら、就労に必要な技術や資格取得の情報を提供する。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。

4-3-4

生活、就労、住宅などの支援

住宅や医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学などの情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
福祉事務所	継続	相談時において、必要と思われる情報や施策、制度については説明をおこない、資料提供をおこなった。
長寿安心課	継続	一時保護先から自立に向けて高齢者向け住宅等の情報提供等の支援を行った。
保険資格課	継続	本人からDVを受けていたと申し出があった場合やDVが想定される相談に関して、相談者の安全確保及び秘密の保持に十分な配慮をしながら受付を行った。
子育て給付課	継続	住宅や医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学などの情報提供を行った。
住宅課	継続	配偶者等からDVを受けている方について、母子・父子世帯または単身者として申込みできるものとして市営住宅入居者募集を行った。(ただし、入居資格審査時に要件を満たすことが確認できるものを提出いただくことが必要)
教育総務課	継続	相談内容により、必要があれば他課へ繋いでいる。

4-4

ステップハウス

一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅(ステップハウス)について、調査・検討を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の自立支援を円滑進め、避難してきた被害者が生活を再建できるよう、一時的な自立支援施設であるステップハウスや関連施設の拡充、施設運営のための補助制度の確立を、前年度に引き続き大阪府へ要望した。

4-5(3-3)

専門相談員（自立支援コーディネーター）の設置（再掲）

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV 相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行った。

4-6

被害者の心のサポート

信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要がある。そのためにも、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	長期的なサポートが必要と思われるケースについては、DVC と連携しながら対応した。また、夜間や土曜日にもカウンセリングを行うことで相談者が相談しやすい環境づくりに努めた。
国際交流センター	継続	信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要がある。そのためにも、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に支援を行う。

4-7(3-4)

障害者、外国人への支援（再掲）

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が外国人である場合、支援に関する制度や手続きなどの説明に通訳者を介して説明を行った。被害者の状態に応じて、対応できる施設が異なってくるため、その都度大阪府や関係部局と連携しながら適切な保護を行った。
国際交流センター	継続	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る
障害福祉課	継続	手話・筆談・ゆっくり話す等特性に応じた配慮を実施した。

4-8

自助グループ・サポートグループへの支援

被害者同士が自らの体験等を共有し、情報交換や交流できる自助グループや、被害者の支援を目的としたサポートグループの支援に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	当該年度は取り組みを行わなかった。

4-9

子どもへの支援

面前DV等により被害を受けた子どもに対して支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行い、子どものメンタルケアの実施を図っていく。また、子どもの転校先や居住地等の情報について、厳重に取り扱い、子どもを暴力の危険にさらすことのないよう、教育関係機関との連携を強化する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども相談課	継続	こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて 365 日 24 時間、18 歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えたり、専門の相談窓口を紹介したりしている。また、子育て心の悩み相談では、保護者からの相談と併せて、ニーズに応じて子どものプレイセラピーも行っている。
子育て給付課	継続	DV 相談があった場合は、相談者やその子どもの二次被害に留意し、人権政策課やこども家庭センターと連携し業務を行った。
教育総務課	継続	相談を受けた際、就学校に事前に情報提供している。
児童生徒課	継続	子どもの心のケアについて、カウンセリングなどの面接を継続的に行った。また、保護者には、子どもへの関わり方や心理教育などの相談を継続的に行った。また情報提供などの支援も行った。

4-10

同伴家族への支援

被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の子どもが不登校になっているケースは多い。その際、関係機関と連携し不登校問題に取り組んでいる。また、他の学校を検討してもらえるよう支援している。その他、心理面のサポートとして医療機関へつなぐ場合もある。
国際交流センター	継続	被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。
障害福祉課	継続	それぞれの状況に応じた必要な配慮を実施した。
長寿安心課	継続	同伴家族が高齢者の場合には対応できる施設や利用できる制度の情報を提供した。
子育て給付課	継続	DV 相談があった場合は、相談者やその子どもの二次被害に留意し、人権政策課やこども家庭センターと連携し業務を行った。

4-11

被害者の各種手続きにおける配慮

被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえない人もいるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行う。また、担当者の不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害を防止するため、必要に応じて専門相談員による同行支援に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が他課で各種手続きを行う際、スムーズに手続きを行うことが出来るよう必要に応じて同行支援を行っている。今後も被害者の手続き時における不安軽減のため必要に応じて同行支援に努める。
くらし支援課	継続	相談者の状況に応じて同性の相談員が対応行ったり、関係機関への手続きの際に、必要に応じて同行支援を行った。
福祉事務所	継続	相談者の状況に応じて、同性にて対応をおこなう等、臨機応変に対応をおこなった。
障害福祉課	継続	DV 被害者の情報漏れを防ぐため、ケースファイルやシステム上で注意喚起が伝わりやすい仕組みを作り、職員間で共有。適正な個人情報の管理を行った。
長寿安心課	継続	被害者の中には、書類の読み書きが困難な人もいるため、手続の際には書類の内容を読み上げて説明する等の適切な対応を行っている。
こども相談課	継続	同性の担当者が対応にあたるなど、配慮している。
子育て給付課	継続	母子生活支援施設に入所の際、安全確保のため同行支援した。
教育総務課	継続	学校間の引継ぎ等に係る書類について、保護者と学校を通さず市教委間でやり取りしている。

基本的方向5 関係機関・民間団体等との連携・協力

5-1

DV 防止ネットワーク会議の充実

DV 防止ネットワーク会議やケース検討会議の充実を図り、被害者にとって迅速かつ適切な支援の提供や、被害者支援に関する情報の共有と課題の解決に向けて、顔の見える横の結びつきをより深めていく。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課（DV 防止ネットワーク会議の構成課）	継続	DV 防止ネットワーク会議及び同実務担当者会議の場にて、各部局や関係機関で被害者支援について考える機会を設定し、より良い支援のあり方を考えた。今後も連携強化のため引き続き取り組んでいく。

5-2

被害者支援のための関係機関との連携

他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得た上で、自治体や配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効であるため、情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	他の自治体から避難してきた被害者の受入れの際には、自治体の担当者や大阪府の担当者と被害者に関する情報共有を慎重に行いながら、本市での生活再建のサポートに取り組んだ。
福祉事務所	継続	事前相談・情報共有に努め、被害者の安全・自立へ向けた連携・支援に努めた。

5-3

大阪府・他市町村との連携

被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に参加し、情報の収集や交換を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	「大阪府市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」等の各種会議に参加した。今後も引き続き参加し、大阪府や他市町村との情報の収集や交換を行い、被害者のニーズに即した支援を提供できるように努める。

5-4

民間団体等との連携

被害者への支援やDVに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図っていく。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者支援における課題や役割分担について、配偶者暴力相談支援センター職員間で協議を行った。
すてっぷ	—	当該年度は取り組みを行わなかった。
国際交流センター	継続	被害者への支援やDVに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図っていく。
障害福祉課	継続	民間団体が参加する様々な会議等を通じて、窓口の周知などの啓発を実施した。
長寿安心課	継続	医療機関や介護サービス事業所と連携して対応している。

用語集

あ行	ICT	コンピュータやインターネットなどを用いた情報通信技術のこと。Information & Communication Technology の略。
	ESD	持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の頭文字を取ったもの。 「持続可能な開発」を進めていくために、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する必要がある、この教育の範囲は、環境、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権教育、国際理解教育、貧困撲滅、識字、エイズ、紛争防止教育など多岐にわたる。
	一般事業主行動計画	平成27年(2015年)8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」及び平成15年に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、事業主に対して策定が求められた行動計画。女性活躍推進法では、労働者301人以上の企業に対し、勤続年数や労働時間、管理職比率などの男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標や取組内容を定めた計画の策定、届出が義務づけられた。労働者300人以下は努力義務としている。次世代育成対策推進法では、事業主が従業員の仕事と子育ての両立等に関し、環境整備や目標及び目標を達成するための対策とその実施時期などを定めるとし、平成23年からは従業員101人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務化された。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
	持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)	2015 年9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。「ジェンダー平等の実現」が目標に掲げられている。持続可能な社会を実現するために、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものである。
	M字(M字カーブ)	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
	L字(L字カーブ)	女性の年齢階級別の正規雇用労働者比率をグラフ化した時にその形がアルファベットの「L」の字の形に似た曲線を描くこと。
か行	エンパワーメント(エンパワメント)	その人が本来持っている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になること。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

用語集

さ行	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	平成27年(2015年)8月に成立した、10年間の時限立法。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、以下の3つを基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かである社会の実現を図るために制定された法律。 ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと
	スーパーバイズ	学識経験者等、専門的知識・経験を有する者からアドバイス、マネジメントにより、適切な対応へとつなげること。
	すてっぷ登録団体	すてっぷの利用の促進や男女共同参画社会の実現を目的とする団体の支援等を目的とする制度。登録団体に対して、貸室等の使用料などを市が支援している。
	ステップハウス	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅。
	性的マイノリティ	性のあり方が、社会的にマイノリティ(少数派)であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性、性自認、性的指向により人それぞれに異なる。
た行	セーフティネット	直訳すると「網の目」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
	セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	職場や学校、地域等で起きる性的いやがらせ。相手の意に反した、性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等が含まれる。
	待機児童	子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にあること。
	男女共同参画	男女が性別にかかわらず、その個性と、能力を十分に発揮し、男女共が等しく社会に参加できること。
	男女共同参画苦情処理制度	市民が性別による不当な扱いをうけたときに、公正・中立的な機関として設置した男女共同参画苦情処理委員会が申出を受け付けて、調整・あっせんを行い、迅速に問題の解決を図る制度。

用語集

	DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人とのつき合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力があります。
	デートDV	結婚していない男女間での身体、言葉、態度による暴力のこと。
	出前講座	市民の要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度についてお話しする講座
	転職カフェ	30～40代の女性を対象に、ライフプランをふまえて就職や転職、働き方について考える講座。
	特定事業主行動計画	平成27年(2015年)8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」及び平成15年に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務づけられた行動計画。女性活躍推進法では、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標とともに取組内容を定めなければならない。次世代育成対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、取組内容等について定めることとしている。
な行	ニート	Not in Education, Employment or Training, NEET。教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態をさした造語である。日本においては15歳～34歳の若年の無業者をいう。
は行	パープルリボン	女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークのこと。
	ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。個々の状況に応じて実施していくものとする。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
ま行	Myすてっぷ(マイすてっぷ)	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷのロビーで資格取得の勉強等、自習目的の人が多くいたことから、貸室用の部屋があいているときは、部屋の有効活用として自習室として開放している。

用語集

ら行	メディア・リテラシー	メディアの内容を評価、分析、判断、活用する能力のこと。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示す。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。
	ワンストップサービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和 3 年度 (2021 年度)

第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版

第 2 次豊中市 DV 対策基本計画

年次報告書

令和 4 年(2022 年) 月

発行 豊中市 人権政策課 男女・多文化共生係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL : 06-6858-2039 FAX : 06-6846-6003

令和 3 年度（2021 年度）第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版年次報告書（案）（概要版）

◆本報告書の趣旨◆

本書は、第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版において、令和 3 年度（2021 年度）中に各課・各施設で取り組んだ男女共同参画の推進に関する施策の推進状況・実施状況について、取りまとめたものです。

◆第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版の位置づけ◆

第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版は、豊中市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

◆第 2 次豊中市男女共同参画計画の期間◆

平成 24 年度（2012 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 10 年間です。

4 つ の 基 本 目 標

※ 一部豊中市DV対策基本計画に位置づけ

1 人としての尊厳を守る

1-1 人権意識の育み

主な実施状況

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会を実現するために、豊中市では様々な取り組みを続けています。具体的には、人権月間に合わせて市民ロビーで人権啓発パネルの展示を行ったほか、公民館やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、すてっぷ）で人権啓発のための講座などを実施しました。

1-2 人権としての性の尊重

すてっぷにおいて、義務教育期間における性別による差別や不平等をなくすための教育プログラムとして、ジェンダー平等教育推進助成事業を新設しました。市内小学校 2 校から応募があり、「性教育は「生」教育～わたしもあなたも大切な存在～」をテーマに学習しました。

1-3 あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月）に豊中パープルリボンプロジェクトを実施しました。第一庁舎や第二庁舎ロビーでパネル展示を行い、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを、ひと言を添えたリボンに込めて飾りつける企画を実施しました。また、すてっぷではデートDV防止出前講座を市内中学校で実施しました。

1-4 表現における人権の尊重

課題・今後の方向性

一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、互いの人権を尊重する意識を持つことは、男女共同参画社会の実現に向けたすべての施策の基本となります。互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、意識改革につながる講座等の実施や、SNS などへのメディア・リテラシーの向上を図る取り組みも必要となっています。

2 男女共同参画の意識を育む

2-1 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

主な実施状況

人権政策課が作成している男女平等教育啓発教材「To you」を小学 4 年生、中学 1 年生に配付し、授業での活用を図りました。豊中市男女平等教育推進協議会において、令和 4 年度に新たに作成する教材の内容検討をはじめました。市内小中学校での教材の利用状況調査では、「自分らしさ」や男女の性別のあり方などについて、児童や生徒の気づきがあったと回答がありました。

2-2 男女共同参画の理解の推進

すてっぷでは、父親と子どもが一緒に参加できるイベント「パパと作ろう！洗濯物たたみマシーン」と父親対象のイベント「パパにまかせて!!はじめての離乳食」や「男性のためのアンガーマネジメント講座」を実施するなど、男性に対する男女共同参画を推進するため取り組みを行い、男性への理解促進を図りました。

2-3 男女共同参画にかかわる情報の収集と発信・提供

男女共同参画週間に、すてっぷと市立図書館 1 館及び 3 校の市立小学校図書館で「なりたい自分になろう！をテーマに連携展示を行いました。また、講演会「SDGs でつくる豊中の未来 -ジェンダー平等へのステップ」をすてっぷで実施し、男女共同参画の理解を深めるための取り組みを行いました。

課題・今後の方向性

現在、豊中市立小学校・中学校で活用されている男女平等教育啓発教材は令和 4 年度に配付を終了するため、新たな教材作成とさらなる活用を検討します。各種講座や事業の実施にあたっては、参加者が継続的に交流できる機会・場づくりや、男性が参加しやすい環境の整備が課題です。また、子どもの発達段階に応じた取り組みや若年層・子育て世代を対象とした講座の開催、対象を明確にしたアプローチの継続、地域へのアウトリーチ活動、より広く市民を対象にした取り組みを進めていくことが重要となります。

3 すべての人へのエンパワーメントを支援する

3-1 エンパワーメントの機会の確保

主な実施状況

「管理職をめざす女性のセルフマネジメント講座」（すてっぷ）や転職カフェの実施（くらし支援課）など、女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供しました。

3-2 グループ・ネットワークづくり

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう「すてっぷ政策提案ゼミ」第 3 次豊中市男女共同参画計画策定に合わせてパブコメを出そう（全 5 回）」をすてっぷで実施し、女性の人材育成のための機会を提供しました。

3-3 エンパワーメントにつなぐ相談窓口・情報提供の充実

「シングルマザーのためのグループ相談会」や「シングルマザー応援のフードドライブ」の実施（すてっぷ）、障害者、シニア向けの無料職業紹介所による合同説明会の実施（くらし支援課）、ひとり親家庭への弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談（母子父子福祉センター）、在日外国人への新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する情報の多言語発信（人権政策課）など、さまざまな困難を抱える人への支援を行いました。

すてっぷに経済的な理由で生理用品を購入できない女性を対象とした相談窓口を設置するとともに、就職面接用スーツ等の貸出し事業を委託し、経済面で困難を抱える女性等への支援を行いました。

課題・今後の方向性

一人ひとりのニーズやスキルに応じたきめ細やかな就労相談支援を進めるとともに、コロナ禍による影響を受けている人への就労支援や就労継続・キャリアアップ支援に取り組みます。高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭などをはじめとするさまざまな困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらなる連携を進め、相談対応機能とともに自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する《女性活躍推進計画》

4-1 社会制度・慣行の見直し

主な実施状況

庁内の各審議会等への女性委員の参画率向上に向け、市職員共有システムに令和 3 年 4 月 1 日時点の参画状況（31.5％）を公表したほか、女性委員の参画率（目標値；40％）の進んでいない審議会等には事前協議を行いました。令和 3 年度中に女性委員のいない審議会等は解消しました。今後も女性委員の登用促進を周知し、目標値に向け、取り組みを支援します。

4-2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

採用時の募集において、実際に働いている女性職員のインタビュー等を掲載した採用パンフレットを製作するなど、女性受験者数の拡大を図り、性別にかかわりのない優秀な人材の確保につなげました。令和元年度より事務職における女性の採用者数が男性を上回り、令和 3 年度には大幅に上回りました。引き続き、女性の参画を進めていきます。

4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

豊中市女性活躍・働き方改革推進事業を実施し、市内事業所に向けて、女性活躍推進への関心を高めるイベントや経営者・管理職、女性社員向けの連続セミナーを実施しました。

課題・今後の方向性

女性活躍の推進にあたっては、企業や事業所に対して、多様な働き方への啓発を引き続き推進していく必要があります。市内で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮できるよう、就労継続、職場風土改善やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革と女性活躍促進に取り組みます。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取り組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行う必要があります。

4-4 多様な働き方への支援

◆本報告書の趣旨◆

本書は、第 2 次豊中市 D V 対策基本計画において、令和 3 年度（2021 年度）中に各課・各機関で取り組んだ DV 被害者支援の実施状況について、取りまとめたものです。

◆第 2 次豊中市 D V 対策基本計画の位置づけ◆

第 2 次豊中市 D V 対策基本計画は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく、豊中市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画」です。
また、豊中市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく、「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」と整合するものです。

◆第 2 次豊中市 D V 対策基本計画の期間◆

平成 29 年度(2017 年度) から令和 3 年度(2021 年度) までの 5 年間です。

5 つ の 基 本 的 方 向

1 D V を許さない社会づくり

主な実施状況

すてっぷでは、内閣府主催「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、すてっぷ制作 DV 防止パネルを展示しました。市民イベントで作るパープルキルトの展示やパープルリボンメッセージツリーづくり、性暴力についての講演会「少女の孤立と無関心社会」も同時開催しました。また、それらの動画を制作し、YouTube 配信することで、コロナ禍において来館を控えている市民等への啓発を行いました。

すてっぷでは、市内中学生を対象とした「デート DV 防止出前講座」を実施し、デート DV 予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図りました。10 月の「国際ガールズ・デー」に合わせてデート DV 防止パネル展、おとな-girls 相談 WEEK を同時開催し、Twitter での広報を行い、若年層が気軽に相談できるよう周知しました。

課題・今後の方向性

コロナ禍において、DV 相談件数が増加しているが、市民意識調査（令和 2 年度）では、受けた行為を暴力と認識していない人が一定割合いることから、啓発活動に取り組む必要があります。また、DV を含めた人権に関する職員向けの研修や、外国人からの相談も増加傾向にあるため、多言語相談窓口の周知や取り組みの充実を図ります。

2 安心して相談できる体制づくり

主な実施状況

令和 3 年度における配偶者暴力相談支援センター（以下 DVC）における DV に該当する相談件数は 860 件、すてっぷ相談室を合わせた相談件数は 1,024 件でした。コロナ禍の影響もありの DV 相談件数はより一層の増加傾向にあります。

すてっぷでは、コロナ禍において、外出自粛中にも相談ができる窓口が開設されていることを発信するため、ホームページのレイアウト等工夫しました。相談のケースに応じて、DVC や関係機関の情報提供を行いました。

課題・今後の方向性

DV 相談件数の増加により、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、被害者の特性をふまえ対応できるよう、関係機関の連携強化や相談員のスキルアップにつながる研修の参加等への取り組みが必要です。

3 緊急時における安全の確保

主な実施状況

被害者の状況に応じて、大阪府や警察及び関係機関と連携しつつ、同行支援や出張相談を行い、一時保護につなぎました。

緊急時には、必要に応じてケース検討会議に参加するとともに、緊急的な対応や連携についての課題や情報共有を進めました。

課題・今後の方向性

複合多様化するケースに対応するため、相談窓口や警察・消防等との連携体制の構築とともに、ケース検討会議の開催を通じた情報共有・管理を徹底していく必要があります。

緊急時に被害者の安全を確保する一時保護施設の確保が課題です。被害者や同伴家族の状況に応じた避難場の提供に向けて、施設との協力・連携の強化に取り組む必要があります。

4 自立支援の充実

主な実施状況

DV やストーカー行為等の被害者などの住民基本台帳の閲覧制限に関し、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行い、必要に応じて関係機関と連携しました。

すてっぷでは、長期的サポートが必要と思われるケースについては、DVC と連携しながら対応しました。また、夜間や土曜日にもカウンセリングを行うことで相談者が相談しやすい環境づくりに努めました。

こども相談課ではこども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルの電話受付を 365 日 24 時間実施し、子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、面前 DV 等により被害を受けた子どもへの支援も行っています。

課題・今後の方向性

より複雑なケースにも対応できるよう、被害者・相談者の心理的ケアに向けた取り組みの充実を図るとともに、障害者や外国人など被害者の特性をふまえ対応できるよう、関係機関の連携強化や支援体制のさらなる構築に取り組めます。

5 関係機関・民間団体等との連携・協力

主な実施状況

豊中市 DV 防止ネットワーク会議を開催し、豊中市配偶者暴力相談支援センターの周知を行った他、各組織が担っている支援内容をもとに、より良い支援のあり方を考える機会を持ちました。

DV 防止ネットワーク会議・実務担当者会議では、DV 対策基本計画を盛り込んだ第 3 次豊中市男女共同参画計画の策定に向け、「DV 被害者への支援にかかる課題について」をテーマに、グループワークを通じて意見交換を行いました。

課題・今後の方向性

DV 防止ネットワーク会議等の充実を通じて、DV 被害者にとって迅速で適切な支援を実施するための連携をより深めていくことが重要となります。

令和 4 年度に実施する新たな取組みについて（報告）

1. 小・中学生用 男女共同参画に関する教材作成

■ 業務の目的

男女の違いを自然のものとして受け入れるのではなく、子どもたちが持つ性差は社会的に作られたものであると理解したうえで、一人ひとりが、個人として、性別にかかわらず、それぞれの個性を尊重しあうことを学ぶ教材を作成する。

■ 業務委託期間

契約締結日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで

■ 作成物

タブレット端末を用いて活用できる以下の教材 フルカラー40 ページ程度

①小・中学生向けの教材データ

②指導者向け副読書（解説資料）データ

■ 内容

- ・ 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消
- ・ 性の多様性についての理解の促進
- ・ 自分（心と体）を大事にして、相手（心と体）も尊重する意識の醸成
- ・ 性別にとらわれることなく、自分自身の将来像を描き、その実現に向け、自分で考え行動できるようにすること。
- ・ ロールモデルの紹介

2. 豊中市女性の活躍促進支援事業

■ 業務の目的

市内各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、就労継続、職場風土改善やワークライフバランスなど働き方改革を効果的に推進するよう事業所に向けて女性活躍促進支援事業を実施する。

■ 業務実施期間

契約締結の日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日（金）まで

■ 業務概要

- （1）経営者・管理職を対象とした連続セミナーの実施
- （2）女性社員を対象とした連続セミナーの実施
- （3）事業者へのアドバイザー派遣の実施

■ 対象

市内事業者

3. 各事業所に女性の活躍推進を促す新たな制度設計について

■ 目的

女性の活躍を効果的に推進するためには、各事業所の取組みが重要になります。そのために各事業所がより積極的に女性の活躍に取り組むよう促す新たな制度（事業）を創設します。

■ 対象

市内事業者

■ 実施時期

- ・令和4年度：制度設計
- ・令和5年度：事業実施

今後の予定について

(令和4年1月20日～令和6年1月19日)

令和4年度

第1回

令和4年8月25日

第2回

令和4年11月(予定)

案件：男女共同参画を推進する事業について

令和5年度

第1回

令和5年7月～8月(予定)

案件：令和4年度第3次豊中市男女共同参画計画の進捗
状況について

第2回

令和5年12月～令和6年1月(予定)

案件：男女共同参画施策について

○豊中市男女共同参画審議会規則

平成 16 年 1 月 15 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市男女共同参画推進条例(平成 15 年豊中市条例第 48 号)第 23 条第 4 項の規定に基づき、豊中市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市長が特に必要と認める者

2 前項第 2 号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第 1 項第 2 号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、人権文化部人権政策室人権政策課において処理する。

(施行細目)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 豊中市女性問題審議会規則(昭和 59 年豊中市規則第 4 号)は、廃止する。
- 3 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。
- 4 他の規則の一部改正〔略〕

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 3 号抄)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日規則第 5 号抄)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 20 号抄)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

1 目的

この要領は、豊中市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10 人とする。ただし、開催しようとする会場の都合等を考慮し、これを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催時刻のおおむね 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は平成16年(2004年)1月20日から実施する。